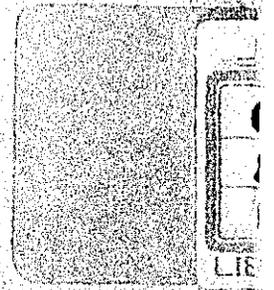
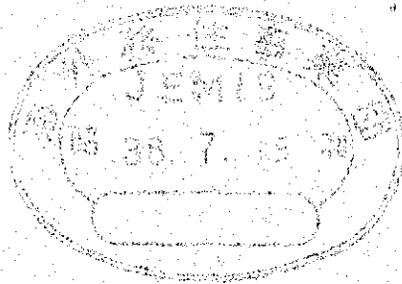


昭和三十三年九月一日

国内開拓と海外移住

財団法人 日本海外協会連合会



国際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 20	000
		23.4
登録No.	13230	EA



## 序

昭和二十七年、戦後の移住が再開されてより四年有余、その間、海外移住の問題は随分各方面から論議されてきたが、それらの多くは往々にして主観的乃至抽象的な意見が多く、充  
分地についた議論、特に、経済的、数字的事実に基づく議論は比較的少数がった様に思われ  
る。

そして、これがまた、この事業の積極的、発展的推進を妨げていたことも事実である。

この冊子はこの意味合から移住事業にたずさわる当会最初の試みとして、戦前、戦後の移住  
関係予算を比較して日本の海外移住の歩みと考察し、また国内開拓と海外移住との比較論、  
あるいは海外日系人の日本に対する経済的貢献にまで論及して海外移住の有意義性と必要性  
を主として経済的見地からみようとすむものである。

もとより最初の試みのこととして、特に資料のそろわないところもあり充分満足すべきもので  
はなく、多々遺漏の点もあるうが、海外移住に関心のある方々に些かでも参考になれば幸甚  
である。

編集にあたっては各方面の御協力と御援助を得たことを茲に改めて深謝すると共に、資料の  
蒐集や調査に関して日本学生海外移住連盟の方々が全力をあげて協力してくれたことを茲  
に附記しておく。

## 序 文

「国内開拓と海外移住」の問題については、日本学生海外移住連盟としても、かねがね研究して来たところであるが、今回海協連の御指導をえて、今夏の休暇を機会に連盟員を総動員して調査にあたりしめ、その結果を発表する事が出来る様になつたことは誠に喜びに堪えないところである。

何分、学生のこと故、時間的にも、経済的にも余裕がなかつたため、また不充分なところが多いが、世の大方の御批判と仰ぎ、より良いものにしたいたいと考えている。

この冊子が、今後の我國の移住気運昂揚にいくらかでも役立つならば、これに過ぎた喜びはない。

日本学生海外移住連盟

委員長 堀 口 進 一

# 目次

第一章	移住予算の変遷	一
第二章	移住予算と開拓予算	八
第一節	戦後の移住予算	八
第二節	戦後の国内開拓予算	一八
第三節	開拓予算の分析	三一
第四節	移住予算と開拓予算の比較	五三
第三章	開拓の成果	六三
第四章	海外移住の成果	八一

## 第一章 移住関係予算の変遷

一 日本人の移住の歴史は明治元年と出発点とするが、政府が本格的に移住関係予算を計上したのは明治四十年になつてからである。以後移民調査費として大正三年まで引続き計上され、それと共に移住者の数も二万を超える様になつた。其後は一般経費節約のため移住関係予算もその影響を受け中絶したが大正九年に至り、政府は内外の情勢に鑑み移民保護、奨励の必要と認め、少額ではあつたが海外渡航者講習費を計上した。其後移住の必要性に對する認識の増大と共に政府は從來の間接助成を直接助成に切換え、大正十三年には移民保護奨励費と計上し、予算額も大正三年の二倍強に達した。昭和には入り、政府は移民收容所の設立、海外移住組合の創設等により移住者の利便を図る等の施策に努めると共に、拓務省と新設し同省に移住行政全般を行わしめることにした。昭和七年には同省予算中に滿洲試験移民費が計上され開拓民を送出すると共に、滿洲拓務公社を設立し、同社を通じて開拓民の援助としてまた、予算額も昭和八年には大正三年の三倍半に達した。昭和十二年には拓務省は移植民及び海外拓務事業に對する指導助成費並びに調査費等を予算に計上し、その活動を積極化した。南米方面への移住は昭和九年の所謂「二分制限」以來停滞し十六年以後は中絶したが昭和十八年には大東亞省が設置され、南洋及び滿州方面には引続き移住者が送出された。

戦後、昭和二十一年から二十五年迄は占領期間中であつたため、移住に対する具体的な動きは出来なかつたが、二十七年に至り戦後初の移住者がアマゾンへ入植した。二十八年には、政府は、ブラジル・パラグアイ等移住地の調査をするため、調査団を派遣し、同年九月外務省政米局に移住課が設置されたが移住問題が国策の一つとして具体的に取上げられるに従い、三十年七月に同省に移住局が新設された。一方、民間においては二十九年一月府県海外協会その他民間有志によつて財団法人日本海外協会連合会が設立され、移住業務を取扱う民間団体として政府の援助協力を受け現在に至つてゐる。

以上を計数的に見ると、第1表の通りである。

1 以上の表により気のつく若干の数字は、昭和六年から七、八年の緊縮予算時においてすら国家予算中に占める移住予算の割合は、平均〇・五%（重事費を除けば一割に近しい）であるが、国策の一つとして取上げられている現今においては僅かに平均〇・〇五%であり、前者の約十分の一である。

2 移住者一人当りの経費は昭和三十一年度は約十三万円であつて、昭和初年の平均と大体同じである。しかし昭和初年の統計には南米と南洋を分離してゐないが、南米は距離が遠く輸送費補助が南洋より遙かに多く、現地の助成も主として南米に對して行われたので、南米と南洋の一人当り必要経費は三乃至五対一と推定される。従つて南米に限つて現在と昭和初年を比較すると現有の一人当り予算は昭和初年の三乃至五分の一といふことができよう。

第 1 表

単位 円

	国家予算 (一般会計)	移住関係予算	国家予算中 に占める移 住予算の割 合	国家予算中の 運賃引いた場 合の移住予算 の占める割合	送 出 人 員			中南米・南洋方面の 一人当り予算額	満州方面の 一人当りの予算額	昭和31年度物価指数 換算の移住関係予算	昭和31年度物価指 数換算の一人当り(中 南米・南洋方面)予算額	昭和31年度物価 指数換算の一人当 りの満州方面の 予算額
					中南米方面	南洋方面	満州方面					
明治40年	635,889,890	30,000	0.005%	0.006%	3,912 <sup>(1)</sup>	220 <sup>(1)</sup>		7 (円)		16,800,000	3,852	
41	626,788,419	30,000	0.005%	0.006%	3,679	665		7		15,000,000	4,109	
42	520,479,979	30,000	0.006%	0.008%	1,145	356		19		18,000,000	11,723	
43	548,250,314	20,000	0.004%	0.005%	1,041	1,934		7		12,000,000	4,249	
44	573,996,997	20,000	0.004%	0.005%	494	1,285		11		10,000,000	6,457	
大正元年	582,040,122	20,000	0.004%	0.005%	3,606	1,446		4		10,000,000	2,457	
2	594,416,770	20,000	0.003%	0.004%	8,250	2,191		2		10,000,000	2,204	
3	668,235,329	20,000	0.003%	0.004%	4,743	2,630		1		11,540,000	1,102	
{	移住関係予算は大正4年より同11年まで											
{	一般経費節約のため中絶											
12	1,389,353,690	400,000	0.03%	0.04%	1,278	718		25		116,000,000	6,975	
13	1,660,077,155	1,208,813	0.07%	0.1%	4,502	937		200		314,291,380	53,400	
14	1,580,462,010	1,250,584	0.08%	0.1%	6,275	2,560		100		337,657,680	27,300	
昭和元年	1,666,774,568	1,844,524	0.1%	0.105%	10,518	3,134		130		571,802,440	40,170	
2	1,759,318,046	2,322,263	0.1%	0.108%	11,561	3,625		150		743,124,160	48,750	
3	1,723,957,516	1,168,503	0.07%	0.09%	14,216	3,140		65		36,192,000	20,930	
4	1,773,567,040	8,516,654	0.5%	0.8%	18,016	6,009		350		2,810,497,820	113,750	
5	1,612,804,397	8,131,023	0.5%	0.9%	15,682	4,491		350		3,252,409,200	140,700	
6	1,497,904,739	10,651,003	0.7%	0.9%	6,617	2,418		520		5,006,253,410	196,040	
7	1,943,812,287	9,811,881	0.5%	0.8%	15,882	1,944	8,365	315	36 (円)	4,219,108,830	136,450	14,400
8	2,320,504,225	6,666,882	0.3%	0.4%	24,031	2,094	5,003	145	65	2,466,746,340	64,770	14,400
9	2,223,776,217	7,027,394	0.3%	0.5%	23,667	2,991	6,554	179	71	2,459,587,900	72,850	24,400
10	2,215,413,809	5,930,548	0.3%	0.2%	6,968	3,415	9,608	230	50	2,016,386,322	81,360	20,000
11	2,327,120,382	9,356,862	0.4%	0.7%	6,343	3,688	10,615 (社)	910	-	3,181,331,880	-	-
12	2,813,937,971	15,246,776	0.5%	1.1%	5,497	4,934		1,300	-	5,309,107,280	-	-
13	2,867,796,855	14,974,418	0.5%	0.8%	3,198	3,322		2,200	-	3,894,348,680	-	-
14	3,693,666,976	27,324,193	0.8%	1.0%	1,937	1,622	調査未了	2,630	-	6,557,806,320	-	-
15	5,822,962,303	39,341,638	1%	0.9%	1,989	1,206	39,956	63	1,087	8,261,743,980	16,620	206,530
16	6,863,261,210	58,921,517	0.7%	0.9%	1,551	500	47,679	135	1,045	10,784,303,400	37,720	209,000
17	6,235,576,782	86,243,422	1%	1.3%				0	-	15,523,815,960	-	-
18	9,995,556,120	147,639,635	1%	1.0%	中絶	中絶	調査未了	0	-	25,108,757,950	-	-
19	15,415,969,557	54,956,019	0.4%	0.4%				0	-	8,213,420,850	-	-
20	22,404,294,490	58,507,747	0.3%	0.21%				0	-	5,850,774,700	-	-
{	昭和21年～26年まで移住問題は占領中のことで-											
{	具体的な動きをみせずしたかつて移住予算なし											
28	965,478,349,000	110,825,000	0.02%	-	1,494	0		114,000	0	174,200,000	116,600	
29	999,568,274,000	385,832,000	0.04%	-	3,741	0		104,000	0	397,000,000	106,600	
30	991,457,523,000	623,449,000	0.06%	-	3,514	0		178,000	0	653,000,000	185,800	
31	1,034,922,520,000	726,216,000	0.07%	-	6,155	0		117,900	0	726,216,000	117,900	

[附記 国家予算及び移住関係予算は特別会計追加予算含まず]

### 二 各種の助成措置

現在最もその必要を痛感とされている移住者に対する助成措置といふ点よりみると、第2表のようになる。

第2表 「各種の助成措置」

(単位 円係)

① 「渡伯移民に要した直接助成」

種別 年度	海外渡航者数 習費	教養費 及び 費	渡航手数料 全案報償金	移民収容 所費	渡航奨励金	移民一人 当り全費	補助移民 数
大正9年	9,374 (円)	-	-	-	-	9,374	970
10年	9,887	-	-	-	-	10,118	970
11年	9,946	-	-	-	-	10,008	986
12年	6,395	45,576 (円)	50,155 (円)	-	16,250 (円)	69,833	1,695
13年	2,360	52,400	127,505	-	472,642	129,866	5,043
14年	-	48,100	121,290	-	908,055	166,755	5,262
昭和元年	-	54,916	162,120	-	1,011,650	168,335	7,298
2年	-	58,841	228,880	31,873 (円)	1,460,950	164,655	10,814
3年	-	25,400	250,905	58,041	1,574,055	161,077	11,847
4年	-	26,510	367,260	70,936	2,524,453	168,442	17,748
5年	-	10,993	195,255	24,266	1,433,280	174,199	9,550
6年	-	9,233	134,475	40,756	1,059,975	224,544	5,542

(附記) 昭和元年当時の船賃は1人200円である。

(昭和7年以降の資料は焼失につき調査未了)

第 2 表

② 在伯移民に要した助成

種 目 年 度	在外小学校費 補助	教育施設費 補助	医療施設費 補助	産業公益施設 費補助	観光部移民部 法律顧問手当 及び委託手当
大正 12年	(円) 29,999	-	(円) 49,300	-	-
13年	25,000	-	55,458	(円) 65,000	(円) 12,701
14年	33,171	-	64,526	-	33,478
昭和 元年	40,000	-	58,200	61,000	39,683
2年	33,000	(円) 25,000	67,000	84,000	56,260
3年	33,000	10,865	52,994	78,800	69,505
4年	30,930	126,000	140,450	390,000	105,403
5年	36,533	85,265	159,916	259,330	112,318
6年	36,533	72,400	106,834	144,950	173,831

(附記 昭和7年以降の資料は焼失につき調査未了)

第2表

③ { 満州集團開拓民金の  
の 一 戸 当 助 成 金 }

種 目	300戸の場合	200戸の場合
渡 航 費	240 <sup>(円)</sup>	240 <sup>(円)</sup>
本 人 家 族	80	80
	160	160
個人施設	730	730
共同補助	19,542	24,115
団本部	30,511	4,180
共同産業施設	6,417	8,375
医療施設	6,115	8,520
地区内道路	3,560	2,640
電話架設費	400	400
満州圏内に於ける施設補助	25,643	35,963

( 附記現価約500倍 )

以上のように戦前は移住事業に対して各種の政府助成がなされたが、戦後は渡航費は貸付制に変わり(戦前は補助)現地の教育、医療等の施設費は計上されていない。

参考資料

- 大蔵省編 予算書
- 満州拓務年鑑
- 外務省編 移住関係一般情況

## 第二章 移住予算と開拓予算

### 第一節 戦後の移住予算

前章で明治以後について移住予算の概要をみたが、戦後に限ってこれを詳細にみることにする。

一 戦後 海外移住の問題が取上げられこれが再開されたのは昭和二十七年十二月からであるが、二十七年度に移住して行った者の数はごく少数で殆んど取るに足らず、従って移住関係予算の方むわずかで取るに足らない。従って本格的に海外移住が行なわれる様になつた昭和二十八年度よりの移住関係予算を示すこととする。

戦後に於いて一般会計に計上された移住予算の累計総額は二十七億五千万円であり（但し昭和二十八年より昭和三十三年）これを昭和三十一年度の物価に換算すると二十七億六千四百万円となる（第3表）

(8)

#### 予算総額 換算額

31年度換算 予算額(千円)
174,200
397,000
653,000
726,216
814,000
2,764,416

数の基準換算に

年1月基準指数

昭和27年平均基

準として算出。

第3表

#### 戦後の移住関係 及び31年度物価

年度	予算 (千円)	物価指数
28	170,825	98.0
29	385,832	97.2
30	623,449	95.6
31	726,216	100
32	846,491	104
計	2,750,813	

(注) 物価指数(資料:日銀統計局)

- 1 昭和20年は昭和8年基準指  
より
- 2 昭和21~27年は昭和23  
年に、対戦前倍率と乗じて算出
- 3 昭和28年以降は現行指数(基  
準)に、戦前基準換算倍率を

(9)

二 移住関係予算を所管別に見ると外務省の移住振興費と農林省の移住関係費に劃分される(第4表) 両省共に移住予算は昭和二十八年より漸次増加しているが、増加の仕方は、こゝ二年は、かなりゆるやかである。昭和三十二年度の両省を加えた移住予算は八億四千万円である。

第4表 年度別海外移住予算額

単位 千円

計	(イ) 移住振興費	(ロ) 移住関係費
一七〇、八二五	一六七、八一七	三〇〇、八
三八五、八三二	三七九、三五四	六四、七七八
六二、三四四九	六一、四四七四	八、九七五
七二、六二一六	七一、〇七六四	一、五四五二
八四、六四九一	八二、七三九六	一、九〇九五

三 移住予算の細目とみると(第5表)

(イ) 移住振興費(外務省所管)

中南米等に移住する者に対し渡航費の貸付を行うほか移住者の送迎、受入機関の充実強化を図る事により移住事業の振興を図る経費である。この移住振興費の中約八十%が移住者に対する渡航費貸付金となっており、その他、神戸、横浜両移住あつ旋所費及び日本海外協会連合会補助金等が主なものである。

第5表 その細目 移住振興費

	二八年度	二九年度	三〇年度	三一年度	三二年度
常勤職員給与	二一四九	三三二五	五〇四四	六二七一	六、七二八
非常勤職員給与	〇	〇	四二〇	四二〇	四二〇
諸謝金	一〇二六	一〇四〇	一九四六	二〇一五	一九六三
職員旅費	一六〇	三三六	二九五	七一〇	七四七
講師旅費	一〇〇	一二〇	〇	〇	〇
移住者帰任旅費	七二	五八	七三	七〇	七三
送還者旅費	〇	〇	一三四〇	〇	〇
外国旅費	三七四〇	六〇八一	一〇九八六	五四八九	九二五三

(単位十円)

(10)

(11)

(ロ) 移住関係費(農林省所管) (第6表)

	二八年度	二九年度	三〇年度	三一年度	三二年度
移住者輸送監督旅費	〇	〇	〇	一一四二三	一七一六四
委員旅費	〇	〇	〇	一五五	一六三
庁費	三二六九	六九二四	一五八五六	七一一〇	六九四五
土地建物借料	〇	〇	一一五九二	一七三八八	一七三八八
移民事務委託費	五六一八	二八九三八	五三七六二	〇	〇
日本海外協会連合会補助金	〇	〇	〇	四六二二二	五九五七二
移住者受入機関補助金	〇	〇	〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇
実習生移住補助金	〇	〇	〇	一五〇〇	一一二五
農業労働者米米協会の補助金	〇	〇	〇	〇	一五二二二
移住者渡航費貸付金	一四八二八三	三三二五三二	五一四五〇〇	五四六九九一	六二五六三三
計	一六七八一七	三七九三五四	六一四四七四	七二〇七六四	八二七三九六

農林省、拓植課に於ける移住地の自然的経済的条件を検討するための現地旅費及び移住事務費、米農業移住者の募集、送考移住地の開拓及び営農技術の講習を行う経費と補助する全費である。なお農林省の移住予算は外務省のそれと比較すると約1/50である。

第 6 表

移住関係費

移住募集送考費補助金	二八年度
移住講習費補助金	四二五
計	二五八三
	三〇〇八

(単位千円)

移住募集送考関係本省費	二九年度
移住募集送考関係農地事務局費	一四二
移住現地調査費	四九四
移住講習委託費	二三四〇
計	三五〇一
	六四七八

(単位千円)

豊林本省の職員旅費・現地調査費	三〇年度	三一年度	三二年度
移住募集送考補助金	二四五九	三四八一	三七七五
移住講習費補助金	六七四	八七五	二二三〇
計	五八四〇	一一〇九六	一三〇九〇
	八九七五	一五四五二	一九〇九五

(単位千円)

ハ 都道府県の移住予算 (第7表)

地方の移住関係予算は県によりまちまちであり四十六都道府県中当初予算に移住関係の予算を計上してある所は三十一年度においては十七県で、その平均予算額は一県当り約百万円である。なおこの十七県の予算累計額は千九百万円であるが三十二年度はこれより相当大巾に増加する傾向にある。

第7表

移住関係各都道府県予算 三一年度

(単位千円)

都道府県名	移住関係予算額	都道府県名	移住関係予算額
北海道	—	山梨	—
青森	二〇〇	長野	百七〇
岩手	—	岐阜	—
宮城	—	静岡	—
秋田	六四六	愛知	—
山形	—	三重	—
福島	二〇四〇	滋賀	—
茨城	—	京都	—

	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木
									三六三〇	二六三二			一八三〇	一五〇四	二〇〇
計	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪
	一九三四一	七〇七	六一六		九三			六五九		一九一	六一三	三一〇			二〇〇

二 移住関係公務員費（第8表）

公務員費は、移住関係公務員数に國家公務員平均給与ベース（人事院 三十一年一月現在一萬七千円）を掛けて算出。神戸、横浜両移住あつせん所の職員各々三十一名、十九名の中二十三名、十六名はいわゆる常勤職員として移住振興費に含まれているので、ここでは取扱わなかつた。在外公館の移住関係職員数は外務省移住局関係官の推定による。都道府県の移住関係職員数はアンケートと県に出しその回答により推定算出したもの。

公務員費総額二〇〇万円

第8表

昭和三十一年度  
移住関係  
公務員給与

所 属	職員数 (名)	平均給与 (千円)	金額 (千円)
外務省 移住局	50	204	10,200
農林省 移住課	15		3,060
神戸移住 あつせん所	8		1,632
横浜移住 あつせん所	3		612
在外公館	8		1,632
都道府県	22		4,888
計	106		21,624

本、日本海外移住振興株式会社に対する政府出資金（第9表）。この会社は昭和三十年度の途中に設立されたものであり、その政府資金は大蔵省から

出ている。設立されてから現在迄に十二億二千五百万円が計上されている。なおこの外に民間資本として七千五百万円がある。

第9表

日本海外移住振興株式会社に対する政府出資金

年度	金額 (単位十円)
三〇	一〇〇,〇〇〇
三一	一二五,〇〇〇
三二	一〇〇,〇〇〇
計	一二二五,〇〇〇

へ 移住関係予算の比率 (第10表)

昭和三十一年度の移住関係予算約九億円の内各々の割合は一般会計予算八二%、地方予算〇九%、公務員費二五%、移住振興会社政府出資金一四四%となる。

第10表

移住関係予算 (昭和三十一年度)

(単位十円)

一般会計予算	都道府県予算	公務員給与	移住振興会社	計
七二六二一六				七二六二一六

(注) 都道府県予算は 国庫補助金等を含み、よって 第7表の数字と異なる。

七二六二一六	七三七〇			七三三五六六
七二六二一六	七三七〇	二一六二四		七五五二一〇
七二六二一六	七三七〇	二一六二四	一二五〇〇〇	八八二一〇
八二二%	〇九%	二五%	一四四%	一〇〇%

『参考資料』

- 一 外務省 一般会計才出予算各目明細書 (28、32)
- 二 農林省 一般会計才出予算各目明細書 (28、32)
- 三 一般会計予算書 (26、32)
- 四 一般参照書(32)
- 五 第七回東京都統計年鑑
- 六 都道府県予算書 (31)
- 七 戦後海外農業移住の概況 (農林省拓植課 31)
- 八 移住関係一般状況 (外務省移住局第一課 32)
- 九 会社要覧 (日本海外移住振興株式会社 31)
- 十 第一期営業報告書 (日本海外移住振興株式会社 31)
- 十一 第二期営業報告書 (日本海外移住振興株式会社 32)

以上

## 第二節 戦後の国内開拓予算

他方国内開拓予算についてこれをみれば開拓事業は終戦後の緊急開拓以来かなり重要視せられ、毎年多額の子算が計上されている。

そして、その基本となる建設事業即ち水路、道路、堤塘等の建設はその工事の施工も経費も、一切国の責任に於て行つて来た。

又入植者に対しては住宅の建設費及び開墾作業費等については、一部の助成を行い、営農資金については開拓者資金融通法に基き、開拓者資金融通特別会計から貸付が行なわれている。

### 一 戦後の開拓予算累計総額及びその昭和三十一年度物価換算額

戦後 昭和二十年から三十二年迄、十二年間の開拓予算の累計総額は約九百億円でこれを昭和三十一年の物価に換算すると、その累計総額は千二百億円となる。昭和二十七年以降は開拓予算に於いて激しい変動は見られない。

第 11 表

## 開 拓 予 算 (但し、一般会計のみ)

(単位千円)

年 度	予 算 (千円)	物 価 指 数	31年度換算予算額
20	185,949	0.95	19,100,000
21	148,296	4.54	3,270,000
22	242,017	13.4	1,805,000
23	1,131,348	35.8	3,160,000
24	2,878,370	58.1	4,950,000
25	7,597,550	68.8	11,000,000
26	8,423,914	95.4	8,850,000
27	11,974,736	97.5	12,200,000
28	12,431,582	98.0	12,700,000
29	10,920,160	97.2	11,200,000
30	10,304,444	95.6	10,800,000
31	11,820,164	100	11,820,000
32	13,280,463	104	12,780,000
計	91,338,993		123,535,000

(注) 物価指数 (資料: 日銀統計局)

1. 昭和20年は昭和8年基準指数の基準換算により
2. 昭和21年～27年は昭和23年1月基準指数に、対戦前倍率と乗率を乗じて算出
3. 昭和28年以降は現行指数 (昭和27年平均基準) に、戦前基準換算倍率と乗率を乗じて算出。

## 二 項目別開拓関係予算

現在計上されている所の開拓関係予算を九つの項目でとらえて見た。このうち、土地改良、開拓事業等附帯事務費、農業機械整備費、自作農創設維持助成費の三項目は純然たる開拓のみの予算とは言えないが、開拓が大部分とみてそのまゝ加えておいた。

### (イ) 開拓事業費

未開墾地を開墾し又湖面等を干拓して、農地を造成し、既入植地及び新規入植地の溜池、水路、道路等の建設事業を国営又は県の代行で施行する経費、及び「国土総合開発法」に基づく、北上外七特定地域の開拓事業及び「離島振興法」により指定せられた地域の開拓と施行する経費

### (ロ) 開拓実施費

開拓地の入植者に対し開墾作業費、土壤改良費及び住宅、小学校、分教場、電気施設、飲用水施設等の入植施設費の一部を補助する経費

### (ハ) 開拓地営農特別振興対策費

既入植地区の経営不振農家と対象とし、その経営を立直す為の経費

### (ニ) 外資関係事業費

青森県上北地区、北海道根釧地区の機械開墾建設事業、及び北海道修建地域泥炭地開発事業及愛知用水公団事業等の経費

- (ホ) 土地改良開拓事業等附帯事務費
- 土地改良・開拓事業及び農業施設災害復旧事業の実施並びに農業機械整備等に関する事務費
- (ハ) 農業機械整備費
- 土地改良開拓事業とより効率的に施行する為に因る工事の機械化に伴ない機械の購入・保全に関する経費
- (ト) 開拓者助成費
- 開拓地営農指導・農村建設青年隊事業・開拓融資保証法施行・開拓者資金融通特別会計繰入・入植者実務講習・農業開発機械開墾等に対する経費・このうち開拓地営農指導に対する経費が50%強て又これらは殆んど皆都道府県に対する補助金である
- (チ) 農林本省に於ける開拓地営農指導費
- 既入植者に対する営農確立の促進を図る為、講習会の開催経済事情の調査等をするために必要な本省の事務費
- (リ) 自作農創設維持助成費
- 開拓事業を推進し自作農を創設し且つ安定させる為又「農地法」の適切なる運用により耕作者の地位の安定と農業生産量の増進を図る為等の事業の経費を都道府県に補助する費用及びそれらの経理事務に必要な事務費交付金

第 12 表

開拓關係予算項目別表

(單位：千円)

項 目	28 年度	29 年度	30 年度
開拓事業費	7,977,276	7,039,615	6,784,359
開拓實施費	2,717,178	2,508,878	2,369,767
開拓管農特別振興対策	-	-	-
外資關係事業費	-	-	-
土地改良開拓事務費	156,575	178,914	187,178
農業機械整備費	325,403	260,400	289,522
開拓者助成費	275,653	266,358	225,854
本省に於ける開拓管農指導費	3,671	1,863	1,125
自作農創設維持助成費	975,824	664,132	446,639
計	12,431,582	10,920,160	10,304,444

項 目	31 年度	32 年度	
開拓事業費	7,197,465	7,832,329	
開拓實施費	2,219,136	2,225,660	
開拓管農特別振興対策費	-	135,189	
外資關係事業費	1,172,587	1,889,985	
土地改良開拓事務費	185,047	190,837	
農業機械整備費	267,318	294,050	
開拓者助成費	249,911	198,163	
本省に於ける管農指導費	1,377	1,719	
自作農創作維持助成費	527,323	512,531	
計	11,820,164	13,280,463	

三 都道府県の開拓関係予算

都道府県の開拓予算総額約五十億円と云う数字は、この中に国庫からの補助金、負担金等の政府資金が入っているが、政府の一般会計の開拓関係予算八十八億に比べてかなり多額の費用である。なお、このうち、昭和二十八、二十九、三十年度は決算により、三十一年度は当初予算に依った。この開拓予算の中には、県により、開拓事業費の外には、耕地事業費又は耕地整備費等の項の異なった予算の中に含まれる。開拓関係費が含まれており、なお一県当りの平均開拓予算は一億円位である。

第 13 表 都道府県開拓関係予算額（28～30年度）

（単位 十円）

	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度
北海道	2,055,576	1,941,541	1,847,054	1,881,743
青 森	251,830	248,401	128,581	246,963
岩 手	219,528	227,580	197,431	145,624
宮 城	129,379	102,701	78,060	99,744
秋 田	187,250	172,692	142,160	136,799
山 形	281,940	182,776	118,138	55,651
福 島	143,873	109,921	124,299	27,454
茨 城	103,484	77,091	61,144	56,039
栃 木	70,494	65,297	66,316	21,5710

	28年度	29年度	30年度	31年度
群馬	45,903	41,119	36,360	56,366
埼玉	41,940	43,091	29,950	22,211
千葉	61,233	42,801	28,042	51,777
東京	17,554	13,875	10,503	13,151
神奈川	34,761	41,695	24,499	21,753
新潟	47,664	35,857	21,870	25,341
富山	36,034	31,832	18,813	31,306
石川	25,824	43,884	28,165	27,109
福井	22,623	44,894	100,039	23,428
山梨	40,501	33,957	18,497	13,467
長野	95,605	91,512	78,090	61,831
岐阜	70,672	152,579	137,594	134,316
静岡	41,181	51,089	46,050	12,276
愛知	114,389	92,565	71,920	119,604
三重	61,803	63,817	51,747	170,183
滋賀	15,592	4,963	9,866	28,856
京都	-	9,532	16,096	28,519
大阪	21,383	6,985	6,541	13,377
兵庫	104,405	82,152	9,825	16,182
奈良	30,345	21,468	16,454	15,790
和歌山	24,799	20,891	10,838	15,814
鳥取	51,267	35,955	29,969	50,012

島根	101,292	86,032	74,264	90,372
岡山	51,162	36,978	26,565	77,956
広島	64,228	36,391	163,823	22,164
山口	14,161	8,278	14,452	67,638
徳島	56,832	42,047	26,468	88,597
香川	31,780	27,633	18,411	30,491
愛媛	48,179	50,441	62,693	43,384
高知	52,808	64,431	46,391	48,386
福岡	74,799	57,550	56,941	122,366
佐賀	82,915	68,361	84,817	150,234
長崎	65,123	62,108	54,257	117,918
熊本	166,277	117,762	89,801	211,357
大分	104,478	73,594	77,395	90,491
宮崎	87,274	83,396	79,573	99,269
鹿児島	107,381	122,912	137,703	114,755
計	5630,751	5077,433	4664,859	5413,137

四 開拓関係公務員費

開拓関係公務員数に人事院平均給与ベースを掛けて算出。開拓関係地方公務員数は、仲々その実数がかめないのが実情であるが、都道府県にアンケートを出しその回答により算出推定とした。公務員費総額 九億円

第14表

開拓関係公務員給与 (31年度)

単位：千円

所 属	人 員 (名)	平均給与ベース (千円)	公務員費 (千円)
農 林 水 産 省	94		
農 地 事 務 局	766		
北海道開発庁	500		
都 道 府 県	3,672		
計	4,582	204	938,000

五 開拓関係特別会計

開拓関係の特別会計には、自作農創設特別措置特別会計と開拓者資金融通特別会計があり、それぞれ総予算額は二十億円位である。自作農創設特別措置特別会計の方は次第にその予算額は減少しており、反対に開拓者資

金融通特別会計の方は次々に増加している。  
昭和三十二年度の両特別会計の合計は三十八億円でこれは同年度の一般会計の開拓予算百三十億円に比べて決して無現出来ない数字である。

第15表

開拓関係特別会計予算

単位：千円

年度	自作農創設特別措置	開拓者資金融通	計 (千円)
28	1,861,892	2,087,671	3,949,563
29	1,411,490	1,955,759	3,367,249
30	2,558,732	1,738,200	4,296,932
31	1,459,204	2,360,672	3,819,876
32	1,307,531	2,530,690	3,838,221

六 開拓関係特別会計の細目

(イ) 自作農創設特別措置特別会計

農地等の買付又は売払に伴う村価等支払事務取扱交付金、国有農地等の管理及び売渡に用する調査交付金等の自作農創設事務費及び「農地法」に基いて買収する農地等買入金及び他会計への繰入金等である。

(ロ) 開拓者資金融通特別会計  
 開拓地の入植者に営農資金を貸付けける経費及びその管理償還等の事務処理に必要な経費及び他会計への繰入金等の費用である。

第16表(イ) 自作農創設特別措置特別会計(内訳)

年度	自作農創設事務費	農地購買入金	他会計へ繰入
28	191,166	1,547,975	122,751
29	178,119	1,107,251	126,120
30	194,096	1,994,693	396,943
31	167,714	957,682	333,808
32	152,498	749,950	405,683

単位十円

第16表(ロ) 開拓者資金融通特別会計(内訳)

	開拓者資金貸付	払戻金	開拓者資金融通取扱	予備費	他会計へ繰入
28	1,725,453	30	59811	1,000	362,158
29	1,485,565	200	102,919	1,000	469,994

単位十円

30	1,458,907	-	-	-	218,482
31	1,889,517	-	-	-	367,236
32	1,974,693	-	111,220	1,000	443,777

七 開拓関係予算

昭和三十一年度の開拓関係予算は一般会計予算(六二・三%)、都道府県予算(二七・%)、公務員費(四・九%)、特別会計予算(二〇・一%)であり総額約百九十億円である。又、戦後に投入した開拓関係の一般会計予算は約九百億であり、これを三十一年度物価に換算すると約十二百億円となる。そして、これを特別会計予算、都道府県予算等に加えると、約二十億円となる。

第17表 開拓関係予算(31年度)

単位十円

一般会計予算	都道府県予算	公務員費	特別会計予算	計
11,820,164	2,416,767	938,000	11,820,164	14,236,931
11,820,164	2,416,767	938,000	15,174,931	18,994,807
11,820,164	2,416,767	938,000	3,819,876	18,994,807
62.2	12.7	4.9	20.1	100(%)

(注) 都道府県予算は国庫補助金等を含みます。よって第16表の数字と異なる。

参 照 資 料

- 一 北海道総合開発第二次五ヶ年計画要綱案(31)
- 二 北海道の総合開発について(32)
- 三 北海道開発才一次五ヶ年計画才一編 26年  
附表
- 四 才一次五ヶ年計画実績参考資料(32)
- 五 北海道開発に関する予算額調(32)
- 六 官報(号外)(32・3・30)
- 七 総理府所管才出要求査定明細表(31・32)
- 八 農林省所管  
( )
- 九 農林省農地局才出予算説明参考書(32)
- 十 要求事項別表(32)
- 十一 農林省一般会計才出予算各目明細書(28・32)
- 十二 一般会計予算書(20・32)
- 十三 特別会計予算書(28・32)
- 十四 予算参照書(32)
- 十五 特別会計予算書(28・32)
- 十六 予算参照書(32)
- 十七 第七回東京都統計年鑑
- 十八 都道府県才入才出決算書  
予算書(31)
- 十九 地方財政概要(29・30)

以

上  
本  
程  
後

### 第三節 昭和三十二年国内開拓予算の分析

前節<sup>節</sup>において明らかにされた戦後の国内開拓予算総額を更に仔細に検討してみる。

#### 一 開拓聖費と補助金

開拓事業は土地の<sup>買</sup>収から九年目に行われる成功検査まで、政府の保護と指導が続けられ、その間に要する聖費補助金は北海道と内地と若干違うが、一戸当北海道一、三六〇、三六八円、内地五七三、二五九円である。

オ18表は昭和三十二年度予算にもとづいて国家と地方公共団体より、北海道の開拓事業に支出されている聖費と補助金の年次別一覧表である。

数字は開拓事業のオ一歩である適地調査の行われる年をオ一年目として、以後開拓者一戸当の各年次に要する聖費と、支給される補助金を示したものである。(補)とあるのは、補助金のことであり、何も書いてないのは聖費のことである。この場合補助金とは、国家から開拓者に現金でそっくり支給されるものを指している。従ってその他の形で開拓事業に用いられる費用が聖費と言うことになる。

実際に入植が開始されるのは、オ一表で言えばオ三年であり、この年に始めて開拓者は自分の土地に入植するのである。補助金から順に説明すると、

第18表 開拓者一戸当に

区 分	年 次						
	1年	2	3 (植樹)	4	5	6	7
開墾作業費(補)			69,967	99,953	74,964	49,976	44,979
住宅補助金(補)			120,981				
土壌改良費(補)			11,596	16,643	12,551	8,322	7,503
小 計(補助金)			202,544	16,596	87,515	58,298	52,482
適地調査費	6,486						
買収事務費	16,470						
管 理 費	40	80	80	40			
地区開拓計画書		33,576					
用地配分費			6,736				
建設工事費(平均)			161,381	215,175	107,588	53,794	
売渡事務費			14,628				
学校施設	小学校				27,888		
	中学校				17,331		
電気施設							32,913
診療所					4,300		
成功検査員							
小 計(聖費)							
合 計	22,996	33,656	370,742	346,438	244,622	112,092	85,395

(注) 農林省農地局計画部至済課資料による。

要する費用(北海道)

賞				国家聖費	地方公共 団体 聖費	国・庫 補助率 %	地方公共 団体 補助率 %	自己負担 %	総事業費
8	9	10	11	計					
				339,839		面積の8% の工事費の 45%		55	755,198
				120,981		50		50	
7,503	6,685			70,803	47,202	60	40		
7,503	6,685			531,623	47,202				
				6,486		100			6,486
				16,470		100			16,470
				240		100			240
				33,576		100			33,576
				6,736		100			6,736
				537,938	建設工事費 28,587	建設工事費 100% 附属 50	50		566,325
				14,628		100			14,627
				27,888	6,972	80	20		34,860
				17,331	4,331	80	20		21,662
				32,913	32,913	33.3	33.3	33.3	98,840
				4,300	4,300	33.3	33.3	33.3	12,910
	1,593		182	1,775		100			1,775
				700,281					
7,503	8,278		182	1,231,904	124,105				1,933,921

## 一 補助金

### 1. 開墾作業費

総事業費七五五、一九八円は農林省農地局の算出内訳によれば、開墾作業費は一町当り四九七六円三三匁であり、北海道の入植一戸当基津面積が十三・五町として、導き出された数字であり、国庫の補助はこの中、面積の八〇%の工事費の四五%であり、残りは各自の労力負担でまかなわれる。即ち国庫から支出されるのは、一戸当り三三九、八三九円である。

### 2. 住宅補助金

この補助金は去耳までは開拓者資金融通法による融資だったが、本年から補助金に変更された。国庫補助の五〇%と言う意味は、工費の半分を人件費と見なし、その分は開拓者各自の労力と技術でまかなうこととし、国庫は材木費等として、一、二〇、九八一円を補助すると言うものである。

### 3. 土壤改良費

現在の日本には開墾さえすれば、直ちに耕地になるような未墾地はほとんどなく、強度の酸性土壤であるとか、火山灰地の如き特殊土壤である場合が多く、土壤改良は開拓地にとって、重要な仕事になっている。この土壤改良費は入植の年から七年間にわたって、総事業費の六〇%、七〇、八〇三円を国庫が、残り四〇%、四七、二〇二円を都道府県が負担している。

以上三件の補助金の合計は、北海道五七、八八七五円（自己負担分を除く）、内地は二、三九四一、一円である。

## 二、聖費

適地調査以下の聖費は才18表の通りであり、一戸当聖費は、北海道七八一、四九三円、内地三三三、八四八円である。（共に自己負担分を除く）

（注）成功検査とは才18表でも分る通り、入植後六年目に行われるもので、「売渡した時の目的に添って開墾され又は利用されているものの面積の全売渡面積に対する割合を成功率として表し、そのものの成績を決定する」<sup>(一)</sup>ものである。この検査の結果、成功率五〇%以下の場合、又は検査以前でも「売渡を受けたものが売渡をうけた土地の一部又は全部について売渡調査書に記載された用途に供することをやめる旨の意志表示をしたとき」<sup>(二)</sup>理由なく農業をやめた場合等に一種の罰則とも見られる。買戻しの適用をうける。

## 三、開拓関係公務員人件費

以上の聖費には開拓事業にたずさわる公務員の人件費は含まれていない。現在開拓事業にたずさわっている公務員は、中央、地方合せて四五八二名であり、昭和三十一年度の人件費は九億三千八百万円である。

開拓関係聖費を云々する場合、この数字は決して無視されるべきではない。この数字を前項の聖費と同手段で開拓者一戸当の数字に直すと、六二四八円になる。

表19 開拓者資金の貸付条件

資金種別	貸付対象者		年利率	据置期間	据置期間中の 利子の有無
1. 官農資金 (法/条/項 1号)	長期	入植後3年未満入植者	3分6厘5毛	5年	無
		不振地区の入植者	3分6厘5毛	5	無
	短期	入植後3年止継続入植者	5分5厘	3	有
		28,29年連続年賦入植者	5分5厘	3	有
2. 共同施設資金 (法/条/項3号)	既入植地開拓農協		3分6厘5毛	1	無

(注) 「開拓者資金融通関係法令」による。

口、共同施設資金

この資金は開拓者が入植後必要とする基本的な  
官農資材を整備するもので、入植の年から三ヶ年  
にわたって、一戸当一七七、八〇〇円を貸付けるも  
のである。貸付金の配分はオ一年三十%、オ二年  
五十%、オ三年三十%である。(北海道、内地は  
同額である)

イ、官農資金

(一) 官農及共同施設資金

入に対し、毎年度予算の範囲内において、左の資金を貸  
しつけることが出来る。左の資金とは、一般開拓者分の  
(1) 官農及共同施設資金、(2) 家畜資金、(3) 官農改善  
資金、(4) 不振地区対策資金の四種と、機械開墾地区  
開拓者分の(1) オ一種官農資金、(2) オ二種官農資金  
の計六種であり、昭和三十二年度の貸付総額は、一九七  
四六九三、〇〇〇円である。

以下一般開拓者分より説明する。

1. 一般開拓者資金

(一般地区)

償還期間 (除据置期間)	貸付限度	年賦償還額 (1万円につき)
15年	22万円	878円
15	-	878
5	15万円	2342
9		1,438
15	1施設につき 100万円	878

二 特別会計による融資

前章においてのべた補助金と並費は、農林省一般会計から支出されるが、この他にまだ開  
拓に関係のある、自作農創設特別措置特別会計と開拓者資金融通特別会計の二つがあり前者  
は土地買収の資金を、後者は官農資金を夫々開拓者に融資している。

一 自作農創設特別措置特別会計

この会計は用地買収費を開拓者に融資し、更に成功検査後の買戻を行う。  
内地の未墾地の地価は農地局によると、町当四四九五〇円であり、北海道の未墾地は町  
当九八五〇円である。従って一戸当基準面積は内地三・  
七町、北海道十三・五町であるから、その差額は夫々  
一六六、三一五四、一三二、九七五円となる。当会計はこの  
全額について、年利率五分五厘、二十四年賦の条件で  
開拓者に融資するものである。尚本年度の当会計の予算  
総額中、開拓地関係は、一、三〇七、五三一、〇〇〇円である。

二 開拓者資金融通特別会計

この特別会計は、開拓者資金融通法に基いたものであ  
り、同法のオ一条は次の様に規定している。「政府は開  
拓地において耕作の業務を営むもの又はその組織する法

既入植地区の開拓者が組織する開拓農協に対し、共同利用施設一施設につき百万円を限度として貸付けるものである。

## 2. 家畜資金

入植後三ヶ年を経過した入植者に対し、農業経営の安定を図る上に欠くことの出まな  
い役牛、役馬、乳牛等の大家畜の導入資金を貸付けるものであり、貸付限度は十五万円  
である。尚、農林省がこの計画の積算基礎にしている導入家畜の単価は役牛二八二〇〇  
円、役馬四〇、〇〇〇円、乳牛六〇、〇〇〇円である。

## 3. 営農改善資金

開拓地は立地条件に恵まれていないため、冷害凍霜害等の天災の被害を非常に受けや  
すく、しかも一度の災害で、縮小再生産の途をたどるほかないほどの大打撃をうけるの  
が常である。この対策として、昭和二十八、九年度の兩年連続して災害をうけた開拓者に  
対して、農機具、畜舎、サイロ等の生活施設を整備するための資金として、十五万円を  
貸付限度として融資しようとするものである。

## 4. 不振地区対策資金

昭和二四年以前の入植者で、不振地区経営診断に基いて選択された一九二地区、六〇  
三四戸の開拓者の再建を図り、自立態勢を確立するための資金である。貸付条件は営農  
資金と同じである。

以上の一般開拓者に対する二つの特別会計による融資のうち、用地費<sup>買</sup>収費（北海道一三

二、九七五円、内地一六六、三一五円）と宮農資金（一七七、八〇〇円）の二種は、入植当初、全ての開拓者が融資をうけるものであり、その合計額は、北海道三一〇、七七五円、内地三四四、一一五円である。

尚、一般地区開拓者資金の貸付条件をまとめて才19表に表示する。

(二) 機械開墾地区開拓者資金

この資金は農地開発機械公園の保有する機械をもって開墾される。政令で定められた北海道根釧地区、青森県上北地区の二つの機械開墾地区の開拓者を融資の対象としている。

機械開墾地区は経営規模が大きく、開墾進度も大きいので一般開拓者以上の多額の資金を必要とする。この資金には、才一種宮農資金と才二種宮農資金があるが、両者合計した一戸当貸付限度は根釧地区が二五〇万円、上北地区が百十万円となっている。

(イ) 才一種宮農資金

才一種宮農資金とは、開墾宮農を通じてごく基礎的に必要な資金を指す。即ち入植者及増反者を対象とする宮農資金、開墾作業資金、土壤改良費がそれである。

(ロ) 才二種宮農資金

才二種宮農資金は住宅資金、開拓農協を対象とする共同施設資金、附帯工事資金（農道、防風林、配電施設等）として融資されるものである。

以上二つの特別会計による昭和三十三年度の融資は、合計三、二八二、二二四、〇〇〇円で

第 20 表 開拓者資金貸付条件

資金種別	貸付対象者	年利率	据置期間
1. 営農資金 (法1条1項1号)	入植者 (土壤改良資材購入費のみ増反者も対象とする)	{ 3分6厘5毛 } { 5 分 }	5年
2. 住宅資金 (法1条1項2号)	入植者	5 分	5年
3. 共同施設資金 (法1条1項3号)	開農協	5 分	5年
4. 開墾作業資金 (法1条2項1号)	入植者及増反者	3分6厘5毛	5年
5. 附帯工事資金 (法1条2項2号)	開農者	5 分	5年

- 摘要 1. 機械開墾地区開拓者融資金は各資金を合わせて1戸当根釧  
 2. 土壤改良資材購入資金は3分6厘5毛の貸付限度20万円、  
 3. 住宅は建築費の50%融資、共同施設は1戸当2万円の割で融  
 (農用道路、防風林、配電施設等を対象)

(注) 「開拓者資金融通関係法令」による。

基く被害開拓者への融資金がそれである。  
 一、開拓融資保証制度  
 開拓者の入植後三年間は開拓者資金融通法により、毎年営農資金が融資される。しかるに、営農基盤が確立されておらず、畑作が九割を占める開拓者は一般農家の如く農業手形を利用することが出来ず、その後の営農資金にこと欠くこととなる。その対策として考えられたのがこの融資保証制度

件(機械開墾地開拓者)

据置期間中 利子の有無	償還期間 (除据置期間)	貸付限度	年賦償還額 (1万円につき)
無	{ 15年 } { 20年 }	上北 20万 根釧 22万 上記超過分	878円 802円
無	20年	—	802円
無	20年	—	802
無	15年	—	878
無	20年	—	802

250万円、上北110万円と決定している。

22万円に関係なく、3分6厘5毛で貸す。(法2条1項ただし書)

資、開墾作業費は事業費の55%融資、附帯工事は事業費の50%融資

三、その他の融資  
 以上のべてきたのが農林省の一般会計と特別会計から、開拓者に支出されている資金であった。またこの他に開拓者は三通りの融資金を入手することが出来るのである。  
 まず才一は、開拓融資保証法にもとづく、農林中央金庫からの融資、才二は農林漁業金融公庫からの貸付金、才三は災害融資法に

ある。なお、機械開墾地区開拓者資金の貸付条件は才20表の通りである。

である。この制度の仕組みは、中央信用基金協会と開拓者、政府、都道府県が合計七七九、五二〇、三〇七円を債務の保証として、農林中央金庫に預け入れることによつて、開拓者は日歩二銭三厘以内、年九分五厘以内の資金を、開拓農協を通じて、農林中央金庫から借り入れることが出来ると言ふものである。出資金の内訳は、政府二八〇、〇〇〇、〇〇〇円、開拓者二一六、三四〇、〇〇〇円、（開拓者一戸当約千五百円）、都道府県一八七、五六〇、三〇七円、中央開拓信用資金協会九五、六二〇、〇〇〇円であり、中金からの借入金は開拓者出資金の最高十五倍まで認められている。因に、三十二年度の中央開拓融資保証協会の年間計画保証額は三五億円に達しており、その内容は、才21表に表示した。尚、三五、六四、三四、四千円を全開拓戸数で割つた、一戸当融資平均は二三、七四、六円である。

## 二 農林漁業金融公庫貸付金

公庫は開拓者又は開拓者の組織する組合の行う次の事業に資金の融資を行つている。即ち、土地改良、農業倉庫、畜産施設、電気導入施設、共同利用施設、農機具、堆肥舎、サイロ等の建設、購入に必要な資金に対してである。才22表は、開拓事業に対する公庫の三十二年度の貸付計画表であり、これによると本年度の開拓事業に対する公庫融資は十億円である。才23表は、その貸付条件を示したものである。尚公庫融資総額を全開拓者戸数で割つて一戸当融資平均は六、六六、二円である。

## 三 災害融資特別措置法による借入金

この資金は、台風、冷害、凍霜害等によつて、減収率三〇%以上、損失率十%以上の被

第21表 32年度年間保証計画総括表

(単位千円)

資金名	増加保証内訳		増加累計額	消滅累計額	
春肥資金	引継保証額	31年春以前	31,154	1,932,057	725,465
		32年春	698,151		
	新規保証額	32年春	660		
		33年春	1,202,092		
秋肥資金	引継保証額	31年秋	460,272	987,567	467,482
	新規保証額	32年秋	527,290		
種畜育苗資材資金	引継		20,460	90,468	21,755
	新規		70,008		
飼料資金	引継		64,665	193,805	113,774
	新規		129,140		
家畜家禽資金	引継		31,096	106,046	53,418
	新規		74,950		
農工品資金	引継		1,084	28,784	1,084
	新規		27,700		
農機具資金	引継		538	8,328	918
	新規		7,790		
農業資金	引継		2,388	33,299	2,898
	新規		30,911		
加工販売資金	引継		4,169	81,294	62,369
	新規		77,125		
中期家畜資金	引継		16,009	72,289	4,767
	新規		56,280		
中期農機具資金	引継		6,148	30,418	1,937
	新規		24,270		
合計	引継		1,336,139	3,564,355	1,455,867
	新規		2,228,216		

(注) 中央開拓融資保証協会「地方保証協会」の昭和32年度 (自32.7 至33.6)

第 22 表 開拓事業

区 分		事業量
土地改良	補助	1,790 町
	補助	1,130 町
	小計	2,920 町
農業倉庫		800 坪
畜産施設		20ヶ所
電気導入施設	受電施設	461 Km
	水力発電施設	-
	小計	461 Km
その他の共同利用施設		22ヶ所
農林大臣指定施設	農機具	6,100 台
	推肥舎	2,376 台
	サイロ畜舎	9,349 台
	小計	17,825 台
計		

(注) 1. 「昭和32年度農林漁業  
2. 融資率は地元負担

害を受けた開拓者に融資される。この種の天災は、毎年必ず発生し、開拓者は常にその最も大きな被害者であり、開拓者が借り入れた災害資金は、この制度が始まった昭和二十八年から昨年までで

総額七四億二千万円に達しており、これは、全国の被害農家と同期間に借入れた災害資金の割強に当る。(注 昭二十九手現在の全農家数は六一〇五、〇四九戸であり、そのうち開拓者は二・四%の一五〇、一〇〇である) 開拓者が融資を受けた災害資金は昭和三十一年度のみで、三二二五、八〇八千円であり、仮に全開拓者がこの資金を借り入れたとして、一戸当り平均を出すと、二〇、八二四円となる。

才24表は、災害資金の融資状況を災害別に表示したものであり、各災害資金の開拓者に

に対する公庫の貸付計画表

(単位 百万円)

総事業費	内 訳			融資率 %	融資額
	国 庫	県 費	地元負担		
807	417	-	390	68	256
115	-	-	115	80	92
922	417	-	505	-	348
32	-	-	32	80	27
26	-	-	26	80	20
207	69	69	69	80	55
-	-	-	-	-	-
207	69	69	69	-	55
31	-	-	31	80	25
183	-	-	183	80	150
95	-	-	95	80	75
377	-	-	377	80	300
654	-	-	654	-	525
1,872	486	69	1,317		1,000

業金融公庫貸付計画説明書」による。に対するものである。

第 23 表 開拓者に対する公庫資金貸付条件一覧表

貸付対象事業	年 利 率		償還期限	据置期間
	補助	非補助		
土地改良	6分5厘	5分	15年以内	5年以内
				3年以内
農業倉庫	4分		15年以内	2年以内
畜産施設	7分5厘		15年	2年
電気導入施設	6分		25年	3年
その他の共同利用施設	7分5厘		15年	2年
主務大臣指定施設	7分5厘		10年	2年

(注) 「農林漁業金融公庫業務方法書」による。

災害融資状況

(単位千円)

うち開拓者	その割合 (%)	根拠法令
67,466	3.5	28年凍霜害(昭28法才69号)
197,983	4.8	28年台風2号(昭28法才187号)
188,997	1.3	28年風水害(昭28法才234号)
1,681,080	7.9	28年冷害(昭28法才274号)
41,904	10.4	29年凍霜害等(昭29法才167号)
1,696,503	17.4	29年台風・冷害(昭29法才221号)
5,498	1.7	30年凍霜害・水害(昭30法才45号)
46,444	11.3	天災法(昭30法才136号)政才194号
373,428	24.9	天災法 30年8~10月天災(昭30政才290号)
188,058	16.2	" 31年4~6月天災(昭31政才166号)
(320,240)	15.4	" 31年6~9月天災(昭31政才294号)
(2,617,510)	16.4	" 31年低温等(昭31政才344号)
7,425,111		

額である。

対する貸付条件は、才25表の通りである。以上三種の融通の1戸当平均融通額を合計すると、五〇、二三二円となる。

四 開拓者農振興臨時措置法

さて以上で開拓者に対する助成措置としては、一戸当七八、四九三円(北海道)の至貴補助金と、五種類の融資の道のあることが分つた。しかし、毎年の

第24表

災害名	融資実行額
28年凍霜害	1,943,293
28 2号台風	4,132,508
28 6~9月風水害	14,730,822
28 冷害	21,020,505
29 凍霜害	404,177
29 台風・冷害	9,740,028
30 凍霜害	328,357
30 4~7月天災	411,997
30 8~10月天災	1,495,543
31 4~6月天災	1,136,338
31 6~9月天災	(2,069,340)
31 夏の低温	(15,904,700)
計	73,649,871

(注) 1. 農林省農林経済局金融課調  
2. カッコ内の数字は融資割当

如く災害に見舞われる開拓者にとって、五種の融資を返済することは、非常に重荷であり、どの融資をとってみても、その償還は順調とは言えず、このままでは負債が負債を生むと言う悪循環が始まり、収入の大部分を借入金

の償還に振り向けねばならないようになって来た。そこでこの際、不振地区の開拓者の営農条件の改善と安定化を図るために、土地改良事業等農業生産の基礎条件の整備を行うと共に、開拓者の命取りともなりかねない負債整理についても、何らかの対策を講じなければ、これら開拓者は、今までの高農者と同じ途をたどることは必定である。このような要請に基づいて、成立したのが本法である。では同法の概要をみてみる。まず骨子となる点は次の五点である。

(一) 不振地区開拓者かその組織する開拓農業協同組合を中心として協同して振興計画をたて、これに基づいて開拓および各開拓者が営農振興を図るための措置を実施すること。

(二) 国及び都道府県は、(一)の措置を行う開拓者に対し、その者が既往の災害によって借り入

第25表 開拓者に対する災害資金貸付条件

災害名	昭28年 凍霜害	昭28年 台風二号	昭28年 6-9月風 水害	昭28年 冷害	昭29年 凍霜害	昭29年 台風冷害	昭30年 凍霜害
資金名	官農資金	官農資金	官農資金	官農資金	官農資金	官農資金	官農資金
借入資金	減収率 30%以上	減収率 30%以上	減収率 30%以上	減収率 30%以上	減収率30%以上 損失率 10%以上	減収率30%以上 損失率 10%以上	減収率30%以上 損失率 10%以上
融資限度 (一戸当り)	5万円	5万円	15万円 (水風水害 取扱20万円)	15万円 (北海道 20万円)	5万円	7万円 (北海道 15万円)	5万円
償還期限 (年)	3	3	3	3	3	5	3
利率 (年)	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	3.5	5.5
利子補給率 (年分)	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	8.0	6.0
内国庫負担率(年分)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	5.5	3.0
損失補償率 (%)	40	40	40	40	40	40	40
内国庫負担率 (%)	20	20	20	20	20	20	20

(注) 1. 農林省農林至済局金融課調  
2. 32.2月現在

(五) 以上のほか、不振開拓地区に対しては、振興計画に基づいて行われる事業に対して、国および都道府県が積極的な援助に努めるべき旨を宣明したことの五点である。

(四) その延長措置のとりだた農地については、その延長期間に相当する期間だけ、耕上培養法による耕上培養事業の期間を延長したこと。

(三) 振興計画に基づく改善措置を行う開拓者の耕作する開拓農地について、成功検査の時期を三年間だけ延長する措置をとったこと。

(二) その延長措置のとりだた農地については、その延長期間に相当する期間だけ、耕上培養法による耕上培養事業の期間を延長したこと。

(一) 整理の対象となる負債と整理される負債は、昭和二十八年の凍霜害資金を始めとする一連の災害資金に限られる。災害資金は低利である(才25表参照)が、その額があまりにもかさんだため、開拓地の収入では、その

一覧表 (災害別)

昭30年 4-7月天災	昭30年 8-10月天災	昭和31年4-6月天災		昭和31年6-9月天災		昭和31年夏の低温等	
		重複被害者	その他の者	重複被害者	その他の者	重複被害者	その他の者
官農資金	官農資金	官農資金		官農資金		官農資金	
減収率30%以上 損失率10%以上	減収率30%以上 損失率10%以上	減収率30%以上 損失率10%以上		減収率30%以上 損失率10%以上		減収率30%以上 損失率10%以上	
5万円	5万円 (北海道 5万円)	10万円	5万円	損失率 50%以上 12万	7万円	12万(北海道20万) 15万円)	
3	3	4	3	損失率 50%以下 10万	5万円	10万(7万) 5万(12万)	
5.5	5.5	5.5	5.5	4.5	5.5	3.5	5.5
6.0	6.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
3.0	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
50	50	50	50	50	50	50	50
25	25	25	25	25	25	25	25

れた資金を、より償還可能な条件の資金に借り換えることの出来るように、助成措置を請じて負債整理を促進すること。

(三) 振興計画に基づく改善措置を行う開拓者の耕作する開拓農地について、成功検査の時期を三年間だけ延長する措置をとったこと。

(四) その延長措置のとりだた農地については、その延長期間に相当する期間だけ、耕上培養法による耕上培養事業の期間を延長したこと。

償還金を負担することは困難であると判断されて、こし当り整理の対象とされたわけである。

(ロ) 整理の方法

(イ)の災害資金を返済するために、災害資金よりもつと有利な条件へ利率は同じでも償還期限を二倍にするの資金を借しつけ、これと借換を行わせるという方法をとる。こうすれば、毎年の返済額は、一挙に半分になるわけだから、そのくらいの元利金ならば、開拓者にも大きな負担とならず、融資機関としても、期限はおそくなるが、焦げついた元金が返ることになる。

(ハ) 資金

借換のための資金は災害資金と同じ方法による。即ち、(1) 都道府県は、農林中央金庫又は開拓農協連等の融資機関を相手方として、融資機関が借換資金を貸し付けようとする開拓営農振興組合に対しその貸付資金に充てるための資金を貸しつける時は、その資金について五分の利子補給を行うこと、とその融資が回収不能等になった場合は、一定額までの補償を行うことを条件とする。

(2) 国は都道府県が融資機関と利子補給及び損失補償の契約を行った場合は、その全費の一部を補助する。

以上のようにして、災害資金の負債整理はなされるのだが、まだこの外に四種の融資による負債が残されておる。

第26表  
昭和32年度 南拓者一戸当の国家並地方公共団体支出

	内 地	北 海 道
全 費 (公費負担費を含む)	339,096 円	787,741 円
補 助 金	239,411	578,875
小 計	578,507	1,366,616
土地買収費(融資)	166,315	132,975
営農資金( )	177,800	177,800
小 計	344,315	310,775
合 計	922,822 円	1,677,396 円

国内開拓事業には、以上のような全費と、補助金と、融資が投下されている。これをもう一度まとめて表示してみることにする。

結 び

オ26表は、国家と地方公共団体より、開拓者一戸当に支出されている全費、補助金、融資であり、内地は九二万円、北海道は一六七万円となっている。(これには、融資の対象が限られている資金は含んでいない)

更に、この他にオ三章においてのべた、三種の制度融資、即ち開拓融資保証法による三五億円、農林漁業金融庫による十億円、災害資金特別措置法による三一億円の各融資(昭和三十一年度融資割当額)がある。

### 参考調査資料

- 一、開拓農一戸当の経費 農地局計画部
- 二、開拓者資金融通関係法令 農林省

- 三 昭三十二年度開拓者資金融通特別会計歳入歳出予定計算説明参考書 農地局入植官農課
- 四 農林漁業金融公庫関係法規集 農林漁業金融公庫
- 五 開拓者融資保証法関係法令通達集 中央開拓融資保証協会
- 六 地方保証協会の昭三十二年度事業計画表 農林漁業金融公庫
- 七 農林漁業金融公庫貸付計画説明書 農林省金融課
- 八 農林金融の動向 農林省金融課
- 九 新しい農業 昭三十年一月号 「成功検査と買戻について」
- 十 開拓官農臨時措置法関係法令集 農林省農地局
- 十一 昭三十二年度自作農創設特別措置特別会計歳入歳出予算説明参考書 農林省農地局
- 十二 開拓関係聖費 農林省農地局
- 十三 「時の法令」 才 号 以上

#### 第四節 移住予算と開拓予算の比較

一 戦後十二年間の移住関係予算の累計総額と開拓予算の累計総額と比較すると移住予算は開拓予算の三〇・二％である。なおこの比較を最近五ヶ年間の累計として見るならば四・六八％である。

又これ等の各予算を昭和三十一年度の物価に換算して見るならば移住関係予算（二十七億円）は開拓関係予算（千二百億円）の二二・四％である。又これを同じ昭和二十八年より三十二年迄に区切つてみると移住予算は開拓予算（五百九十一億円）の四・六五％である。以上を表にしてみると次の様になる。

第 27 表

戦後に計上された移住、開拓各予算の総額及び  
31年度換算表

(1) 戦 後

(単位千円)

	移住関係予算	開拓関係予算	比 較 (%)
予 算	2,750,813	91,338,993	3.02
31年度換算予算	2,764,418	123,535,000	2.24

(D) 最近5ヶ年間(28~32)の予算累計額

(単位千円)

	移住関係予算	開拓関係予算	比較 (%)
予算	2,750,813	58,736,813	4.68
31年度換算予算	2,764,416	59,300,000	4.65

(E) 31年度物価指数換算予算額表

(単位千円)

年度	移住関係	開拓関係	比較 (%)
28	174,200	12,700,000	4.37
29	397,000	11,200,000	3.54
30	653,000	10,800,000	6.05
31	726,216	11,820,000	6.14
32	814,000	12,780,000	6.38
平均			4.69
計	2,764,416	59,300,000	4.66

二 移住 開拓予算の年度別比較（第28表）

昭和二十八年年度より三十二年迄の一般会計予算の比較の各年度百分率の平均は四七％でありこれは二十八年から三十二年迄の累計予算額の比較百分率四六八％と殆んど同じである。なお移住予算の方は年毎に $\uparrow$ に増加しているが開拓予算と比較すれば微々たるものである。

第28表

一般会計予算の比較（単位千円）

	移住関係予算	開拓関係予算	比較 (%)
28	170,825	12,431,582	1.38
29	385,832	10,920,160	3.52
30	623,449	10,304,444	6.05
31	726,216	11,820,164	6.20
32	846,491	13,280,463	6.36
平均			4.70
計	2,750,813	58,756,613	4.68

(注) 比較とは移住予算の開拓予算に於けるパーセント

三 移住・開拓関係都道府県予算の比較（第29表）

昭和三十一年度に於ける移住関係県予算総額は約二千万円に対し、開拓関係予算は五十四億円でその比較百分比は〇.三五%である。

第29表

県 予 算

（単位千円）

年度	移住関係県予算	開拓関係予算	比較（%）
31	19,341	541,3137	0.355%

四 移住・開拓関係公務員費の比較（第30表）

昭和三十一年度に於ける移住関係職員費は二千万円で同年度の開拓関係職員費九億円に比べると二三%である。

第30表

公 務 員 費

（単位千円）

年度	移住関係職員費	開拓関係職員費	比較（%）
31	21,624	938,000	2.30%

五 移住 開拓予算全体の比較（第 31 表）

国庫予算十地方予算では移住関係費は開拓関係費の五一・五％、  
 国庫予算十地方予算十職員費では四九・六％、それに特別会計を加えると三九・六％とな  
 る。なお、移住関係には特別会計はなく別に政府出資資本金の移住振興会社があり、こ  
 の資金を加えて、開拓関係費と比較すると四六・三％となる。即ち、移住関係費は約九億  
 円に対し、開拓関係費は約百九十億円である。

第 31 表

(イ) (一般会計予算十都道府県予算)

年度	移 住 関 係	開 拓 関 係	比 較 (%)
31	733,586	14,236,931	5.15

(単位：千円)

(ロ) (一般会計予算十都道府県予算十職員費)

年度	移 住 関 係	開 拓 関 係	比 較 (%)
31	755,210	15,174,931	4.96

(単位：千円)

(ハ) (一般会計予算十都道府県予算十職員費十特別会計)

(単位十円)

年度	移住関係	開拓関係	比較(%)
31	755,210	18,994,807	3.96

(ニ) (上記移住関係予算に 大蔵省所管 日本海外移住振興株式会社 出資金を加えるならば)

年度	移住関係	開拓関係	比較(%)
31	880,210	18,994,807	4.63

六 移住 開拓各一人当りの経費

(イ) 融資を含む場合

昭和三十一年度に於ける国内開拓者一人当りの経費は約二十三万円であるが一方海外移住者一人当りの経費は国内開拓経費の六十二% 即ち 約十四万円である。

(ロ) 融資を除いた場合

同じく三十一年度における国内開拓者一人当りの経費は約十七万円で海外移住者一

人当りのそれは約三万余円でその比率は一九七％である。  
 (イ) 四と比較してみると融資を含め場合と、融資を含まない場合との場合は前者の六二％に対し後者では一九七％になっている。

第32表 昭和31年一人当り予算額

(イ)

(単位千円)

国内開拓	232
海外移住	143
比率 (%)	62

(ロ) 融資金を除く一人当り予算額

国内開拓	173
海外移住	34
比率 (%)	19.7

「参照資料」(其の一)

- 一 総理府所管歳出要求査定明細表(31、32)
- 二 農林省 ( )
- 三 外務省一般会計歳出予算各目明細書(28、32)
- 四 農林省 ( )
- 五 農地局歳出予算説明参考書(32)
- 六 要求事項別表(32)
- 七 一般会計予算書(20、32)
- 八 参照書(32)
- 九 第七回東京都統計年鑑
- 十 都道府県歳入歳出決算書
- 十一 予算書(31)
- 十二 地方財政概要(29、30)
- 十三 戦後海外農業移住の概況(農林省拓植課引)

「参照資料」 (其の二)

- 一 北海道総合開発才二次五ヶ年計画要綱案 (31 北海道開発庁)
- 二 北海道総合開発について (32)
- 三 北海道総合開発計画才一次五ヶ年実施計画才一編 (26)
- 四 北海道総合開発才一次五ヶ年実施計画才一編附表 (26)
- 五 才一次五ヶ年計画実績参考資料 (32)
- 六 北海道開発に関する予算額調 (32)
- 七 官報 (号外) (32 2 30 大蔵省印刷局)
- 八 移住関係一般状況 (32 外務省移住局才一課)
- 九 会社要覧 (31 日本海外移住振興株式会社)
- 十 才一期營業報告 (31)
- 十一 才二期 (32)

以上

山本雅俊  
山之内良隆



### 第三章 国内開拓の成果

(一) 前章迄に明らかな通り、戦後国内開拓は、人口の急増と、食糧不足に伴い「人口収容」と「食糧増産」とを主な目的として、<sup>概</sup>大なる国家予算のもとに二重三重の助成を以って行われたのである。これらの目的に過去十二年間に注ぎ込まれた金額は、一、二、三の億円に上るが、その成果は一体どうであったか。

戦後十二年間に期待した収容人口は、一二五万人であった。(北海道五ヶ年計画に依る人口収容一六〇万人は含まれない。) 実際はその四八%六〇万人が収容されたのである。

表 34

年度別	予算収容人口 人	実際収容人口 人
20	300,000	72,800
21	400,000	144,900
22	182,400	106,100
23	78,100	44,200
24	54,300	35,400
25	51,200	36,800
26	32,600	42,200
27	36,000	36,000
28	40,000	29,900
29	35,000	23,200
30	30,000	17,000
31	25,000	18,000
計	1,264,600	606,500

一 入植状況と定着率

戦後の開拓者、入植着戸数は昭和三十年年度末現在で二万五千戸でその内三九%八千戸が離農した。即ち六一%一萬四千戸が定着したことになる。(オ 35 表参照)

オ 35 表 入 植

年 度	当該年度入植戸数	当該年度入植者の離農戸数	現在戸数	定着率
昭和二〇	四二四	二二八	一九六	四六二
" 二一	六五五	二二六	四二九	六五四
" 二二	三七七	八八	二八九	七六二
" 二三	二二八	一〇九	一一九	五二一
" 二四	一九六	一〇一	九六	四八九
" 二五	一二五	三七	八八	七〇四
" 二六	七七	一四	六三	八一八
" 二七	八〇	一一	六九	八六二
" 二八	八一	〇五	七七	九五三
" 二九	六一	〇三	五八	九六二
" 三〇	五〇	〇三	四九	九四〇
計	二三五四	八二五	一五三三	六一五

(単位十)

表 36 成功検査により中止された耕地、戸数

年度	入植年度	内地		北海道	
		政府買収耕地	離脱戸数	政府買収耕地	離脱戸数
28	昭和23年度	町 4,763	戸 1,287	町 10,138	戸 751
29	24	8,125	2,196	13,959	1,034
30	25	6,765	1,828	12,863	953
31	26	5,629	1,521	11,032	817
32	27(推定)	8,000	2,135	14,000	1,037
計		33,282	8,967	61,992	4,592
離脱者合計		13,559			

入植戸数の状況を表 35 表でみると二十三万五千戸のうち約八割が、二十五年以前に入植したものである。そして全離農者、八万一千戸のうち九四%七万五千戸は、二十五年以前に入植したものである。この事實は、次のような理由による。入植した時から五ヶ年間は、政府より営農資金が支給される。従って、五ヶ年間はある程度生活が保たれる。よってこの五ヶ年間は離農者が少いというのは当然である。たとえ山林の開拓地に入植したものが営農資金の支給される五ヶ年間は、木を伐って炭を焼いて生活を営んでいて、融資が切れる。六年目に離農するということが、屢々なされている。

今一つ考えられる理由は、入植後五ヶ年を経た六年目「成功検査」(注エ)が行われる。この成功検査に依って中止離農するものは非常に多い。(表 36 表参照)

従って我々が定着率を考へる場合は、六年目以前の入植者を対象としなければならない。

才 36 表をみると二十三年度入植者を対象として行われたのが、二十八年度の成功検査で、四七六三町歩、二二八七戸が中止離農しているのである。成功検査による離農者が一三、五五九戸だということは、彼等が入植してから五ヶ年間に、一戸当りの経費約二百万円、融資後二百万円、計四百万円、全体として五四二億円の金<sup>一</sup>が注ぎ込まれて、その結果零であったということになるのである。

昭和三十一年度における入植状況才 37 表は三十一年度に入植したものと離農したものを表わす。離農者の中には五年、十年前に入植したものも含まれる。才 37 表の通り入植者は<sup>四、四四六</sup>、<sup>四、四四六</sup>戸、離農者は、二八七二戸で実際には、<sup>一、五七四</sup>、<sup>一、五七四</sup>戸しか入植しなかつたことになる。才 38 表は三十一年度における特定地区入植状況である。この表に示される如く、入植者よりも離農者が上まわっている。

入植者の中には、政府より助成金を支給されることなく、自己資金で入植するものがある。これは非助成開拓農と呼ばれるもので彼等の実態は才 39 表に示されるように全入植二四九五七戸のうち、九三%の二三、一二四戸が離農し、定着したものは僅かに七%一、八三三戸にすぎない。かくの如き状態は開拓農の独立採算がいかに困難であるかを物語るものである。以上のように開拓農は、前章でみた様に手厚い保護奨励を受けているにもかゝらず、定着率が非常に悪いということは開拓可能地の性格について考へる必要がある。

農林省が開拓可能地としていているところは、地形的には山地が六四%、台地丘陵地が二三%である。地目別には山林七五%、原野二二%である。従つて開拓が漸次高冷地に向うことが予想さ

第 38 表 31 年度における入植状況 ある特定地区

地 区	実 施			離 脱 中 止		
	助 成	非助成	計	助 成	非助成	計
岩 手	120	-	120	147	-	147
福 島	102	5	107	152	6	164
北 陸	77	2	79	79	28	107
和 歌 山	1	-	1	12	-	12
香 川	-	-	-	17	-	17
佐 賀	103	-	103	120	-	120

第 37 表 31 年度における入植状況

地 区	実 施			離 脱 中 止		
	助 成	非助成	計	助 成	非助成	計
北 海 道	1,788	-	1,788	631	185	816
内 地	2,658	14	2,672	1,990	66	2,056
計	4,446	14	4,460	2,621	251	2,872

第 39 表 非助成開拓農の入植状況

年 度	当該年度入植戸数	当該年度入植の離農者数	現在戸数	定着率
23	10,778	10,119	659	6.1%
24	9,466	9,060	406	4.2
25	2,439	2,107	332	13.0
26	1,241	1,141	100	8.0
27	797	546	251	30.2
28	90	62	28	31.1
29	90	47	43	52.5
30	56	42	14	25.0
計	24,957	23,124	1,833	17.3

第40表 標高別入植推移

年度別	入植者戸数	500m以上 入植者	全入植者に 対する割合	500m以上 入植者のうち 離農したもの	500m以上 の定着率
20~30	168.4 <sup>千戸</sup>	18.8 <sup>千戸</sup>	11%	17.2 <sup>千戸</sup>	9%
24.25	32.1	6.2	19%	5.1	18%
26.27	15.7	2.9	19.5%	2.1	28%
28.30	17.2	3.6	20.0%	1.6	56%

れる。これら未開発地域は高冷で、水利に乏しく、地味食し  
しい地域である。

表40に示されるように年度毎に高冷地に入植するもの  
が多くない。一方高冷地に入植したものの定着率も低い。高  
冷地入植者の六割が、生活保護をうけているのもこれらの理  
由によるのだろう。

定着率の低い今一つの大きな原因を開拓農家の実績に求め  
てみよう。

昭和三十年度の農林省調査によれば、戦後入植した開拓農  
家約十五万户のうち経営の発展する見込のあるものは、十五  
%にすぎず、より以上の援助、協同化によつては、もちこた  
えられる可能性あるもの、五五%、完全に脱落すると見られ  
るもの三〇%に達している状態である。(表41表参照)  
次の表では大部分の開拓農が農業外収入に依存しているこ  
とが認められる。

第41表 農業粗収入別戸数

標高別	入植年度	70万円以上	70~50 <sup>万円</sup>	50~30 <sup>万円</sup>	30~20 <sup>万円</sup>	20~15 <sup>万円</sup>	15万円未満
100m未満	23年以前	327 <sup>戸</sup>	1,379 <sup>戸</sup>	2,296 <sup>戸</sup>	11,225 <sup>戸</sup>	8,215 <sup>戸</sup>	7,627 <sup>戸</sup>
	24~25 <sup>年</sup>	54	389	2,184	2,799	2,180	2,606
	26~27	31	156	516	1,188	888	1,752
	28~30	3	39	387	481	506	1,576
小計		415	1,963	10,383	15,693	11,789	13,561
100m ~400m	23年以前	178	619	3,951	8,424	9,475	12,611
	24~25	26	182	1,263	2,854	3,435	5,192
	26~27	63	181	571	1,372	1,727	2,366
	28~30	7	27	142	402	512	1,152
小計		274	1,009	5,927	13,052	15,149	21,324
400m ~700m	23年以前	23	172	1,012	2,825	3,862	5,466
	24~25	6	17	270	798	943	1,936
	26~27	6	49	110	261	512	1,070
	28~30	3	5	29	95	218	945
小計		38	243	1,421	3,979	5,535	9,417
700m ~1000 <sup>m</sup>	23年以前	15	72	432	861	940	1447
	24~25	1	5	58	118	309	632
	26~27	0	0	1	35	115	312
	28~29	0	1	2	11	22	172
小計		16	78	493	1,025	1,386	2,563
1000 <sup>m</sup> 以上	23年以前	20	36	238	354	394	626
	24~25	2	10	59	99	96	187
	26~27	0	4	6	14	18	116
	28~30	0	0	0	0	0	21
小計		22	50	303	467	508	950
總計		965	3,348	18,527	34,216	34,367	47,815

才 42 表 農林省沖 / 次五ヶ年計画(昭和27年)

	事業量	米麦増産	総事業費	国内国庫補助	反当増産量	反当事業費
水田改良	+町 1,138	千石 8,465	百万円 1,744.07	百万円 750.96		
用水改良					石 0.25	百万円 21.2
排水改良					石 0.30	百万円 21.2
区画整理					石 0.22	百万円 9.2
冷水田改良					石 0.30	百万円 13.3
客土					石 0.40	百万円 17.7
用排水継続地					-	百万円 46.0
畑地カンパイ	161	2,794	416.22	112.40	0.80	25.9
開墾	201	2,346	445.95	257.04	-	22.2
干拓	17 <sup>2</sup>	1,877	356.76	183.60	3.50	207.2
小計	218 <sup>2</sup>	4,223	802.71	440.64		平均 114.6
合計	1,517.2	15,482	2,963.00	1,304.00		

才 43 表 昭和31年度開拓農家総収穫量(米換算)

米	小麦	大麦	大豆	小豆	その他(雜穀)	合計
千石 490	千石 285	千石 212	千石 262	千石 10.5	千石 311	千石 1,840

二、食糧増産といういま一つの主目標を検討してみると、食糧増産が一次五ヶ年計画によれば、国家投資千九百六十億円、融資一、三〇四億円を、耕地の拡張、改良等により昭和三十一年度に米麦合計、<sup>二、五四八</sup>下田五、六万石増産するとしている。才 42 表参照(農林省農地局資料)

米麦合計四二万三千石を期待することであつたが、三十一年度の収穫量をみれば第43表に示される通り、約三七%の達成率で期待した増産量は認められなかつた。

三 北海道五ヶ年計画

戦後の内地の余剰人口を北海道に収容する目的で昭和二十七年には北海道開発五ヶ年計画として、国家総予算額に約一六〇億円が計上され、そのうち実際には八百億円の開発費を注ぎ込み、北海道は国内開拓のホープとなったがその実態を見ることとする。

(1) 人口収容と定着率

北海道開発による人口収容については、内地における過剰人口を五ヶ年間に一六〇万人吸収することであった。人口吸収の方法は、北海道開拓による「農業入植」にあった。しかし松永報告によると、人口はこの五ヶ年間（昭和二十七年—三十一年）に、五十万人増え、

表 44 年間増加人口と内訳

年度別	内訳	自然増加	社会増加	年間増加
昭和二十六年		一〇、〇二八	一〇、二五七	七九、八六一
" 二十七年		九六、七〇〇	一九、〇四一	七七、六五八
" 二十八年		八七、五一三	一一、八七二	九九、八三四
" 二十九年		七七、九〇六	八二、一六九	一六〇、〇七五
" 三十年		七二、三〇九	一八、二一三	九〇、五二二
合計		四三四五四六	七二、九五四	五〇七、五〇〇

たが、その内四十三万人は、北海道内における自然増加であり、その残り七万人の中、自衛隊関係が、五、六万人近くあるので、最初目的とした一六〇万人で、「人口収容」の実績は、一万人程度だとしている。(才 44 表参照)

才 45 表 北海道入植状況

年度別	当該年度入植戸数	当該年度入植者の離農戸数	現在戸数
昭和二〇	四二〇一	三、六九九	一、五〇二
二一	八、〇八二	二、一七八	四、九〇四
二二	六、三七八	二、五七〇	三、八〇八
二三	四、五一六	二、二七二	二、二三四
二四	四、六九九	二、三七六	三、三二三
二五	三、二〇一	九八三	二、二一八
二六	一、七八四	三九〇	一、三九四
二七	二、一四二	三三一	一、八八一
二八	二、〇二六	一、四九九	一、八七七
二九	二、〇一三	一、〇九九	一、八九四
三十	一、八九五	八六	一、八〇九
計	四〇、九三三	一四、〇八九	二六、八四四

定着率については、才 45 表に示されるように、昭和三十年度末現在で四〇、九〇〇戸で、この中三四%一四、一〇〇戸が離農したので二六、八〇〇戸が定着した。しかしこのうち道外からの入植者は六、〇九五戸のうち、定着戸数は三、八一戸で、約半数以上離農している。そして道外からの定着者は、定着総戸数のわずか一三七%にすぎない。

北海道開拓費の実態についてみると、表46に示される通り、農家総支出が、総収入を是るかに上まわっている。農家一戸当り平均所得は、マイナス三九七、〇〇〇円である。従つて表46の2に示される如く、農業所得で年間家計費を賄える戸数の比率は、内地よりさらに悪く、四七%で五〇%未済が五八七%もあり、もつぱら農業外所得にたよらざるを得ない。

第46表 北海道開拓費の実態 農業組収入別戸数

標 高 別	入 庫 年 度	15万未済	15~20万	20~30万	30~50万	50~70万	70万以上
100%未済	23年以前	959	940	1,164	668	158	34
	24~25	1,066	621	817	630	91	20
	26~27	962	364	334	229	83	22
	28~30	671	219	272	164	28	3
小 計		3,676	2,144	2,587	1,691	360	79
100%~400%	23年以前	2,499	1,958	1,722	1,073	235	62
	24~25	1,808	1,154	1,024	462	87	14
	26~27	657	550	448	268	148	59
	28~30	412	224	149	70	18	6
小 計		5,356	3,886	3,343	1,873	488	141

標高別	入植年度	15万未満	15 ~ 20 <sup>万</sup>	20 ~ 30 <sup>万</sup>	30 ~ 50 <sup>万</sup>	50 ~ 70 <sup>万</sup>	70 <sup>万</sup> 以上
400 <sup>㎡</sup> ~ 700 <sup>㎡</sup>	23年以前 24 ~ 25 26 ~ 27 28 ~ 30	37 219 43 255	40 65 7 24	57 63 5 11	44 17 7 7	0 0 12 4	0 0 6 2
小計		524	136	136	75	16	8
700 <sup>㎡</sup> 以上	23年以前 24 ~ 30	6 18	2 11	1 6	0 0	0 0	0 0
小計		24	13	7	0	0	0
合計		9580	6179	6073	3693	844	228

(74)

才46表の2 北海道開拓農の総収入及び総支出表

農業所得	1636
農業収入	3800
農業経営費	2164
農業外所得	1227
農業外収入	1250

(1) 農業外経費	23
農業所得	2863
家計費	3156
小計	134
(2) 差引	3285
家計収入	1422
事業収入	25
合計	1397

(75)

(2) 北海道五ヶ年計画における食糧増産の目標は、北海道を米換算八〇〇万石を産出する地域とすること、すなわち米換算三五〇万石の増収を期待することであったが才47表に示される通り増産の事實は少しも認められず、むしろ減少しているくらいである。

今一つの特色としては、耕地の新陳代謝は、はげしいことである。すなわち物が穫れない

才47表 戦後十ヶ年の北海道における主要食糧の生産

区分	種目	昭和二一〜二五	昭和二六〜三〇
	米	一、二五〇 <sup>万石</sup>	一、一四九
	小麦	八五四 <sup>千石</sup>	九九〇
	大豆	二、三二二 <sup>千石</sup>	二、一〇二
	小豆	四一〇 <sup>千石</sup>	九七三
	馬糞いしよ	一、一四五 <sup>万石</sup>	一、三〇九

からせつかく開墾した土地を作付しないで放っておいて、又新しく開墾している例が多い。かゝる例は高位地に多く、一時無理して四百米台迄開墾したのに、又三百米台迄下ったところが多く、従って毎年々々開墾をくり返していることになる。

昭和十二年作付面積 二十年作付面積 二十九年作付面積

九十八万町歩 八十万町歩 七十四万四千町歩

龍大な才一次五ヶ年計画によつて開墾を進めた結果がかえつて耕地が減つて開拓の結果として残つたものは、木を伐つたあとの荒地であつたということが出来よう。

松永報告では、開発の主たる目標である「人口吸収」と、「食糧の増産」とにおいて、目標それ自体から見れば、過去五ヶ年間の努力と、はく大な国家経費の結果は零であつたといつてゐる。ところが、今度、才二次五ヶ年計画が実施されるに當つて、新しく開墾される土地は、前にのべた不作付地域よりも、更に条件の悪いところである。入植計画が樹てられた開拓地の気温、土壌種別について示すと才48表の1と才48表の2の如きである。

第48表の1 気温

年平均気温℃	区分 地名
一三九	東京
九二	青森
八五	函館
五二	釧路
五五	根室
五〇	枝幸
六〇	稚内

第48表の2 土 壌 種 別 (開 拓 地)

比 率	面 積	区 分	
		地名	
二四〇	一三七、七〇〇	普通地	
五二五	二〇〇、六〇〇	火山地	
一二一	六九、五〇〇	泥炭地	
一〇五	六〇、三〇〇	重粘土地	
〇九	五、二〇〇	その他	
一〇〇・〇	五七四、三〇〇	合 計	

これによってわかるように、北海道の開拓地は、北海道の中でも地域は東北方に位した気候条件の良くない、しかもその多くが特殊土壌地（火山灰重粘土、泥炭地）七六%を含んだ地帯である。

このことを災害資金の面から見ると、開拓者は災害融資七七〇億円中七八億円の災害資金を受けている。然るに開拓農家が全農家中で占める割合は、二%にすぎない。この事實は、開拓者が非常に災害を受けやすい地域に置かれていることを、物語るものと言えよう。

注 松永勸告書

松永安左エ門氏を委員長にする「産業計画会議」で、今年（三十二年）北海道開発のありかたについて勸告案を発表した。

以上、このようなところでは、開墾後の農業経営は極めて困難といわざるを得ない。北海道には「土地」が余っていても「農業適地」が余っているわけではない。未墾地の多い北海道は唯一の国内移住地といわれ、開発の必要性を説かれて来た。北海道

表 49 各県別移住者数(27~31年度)

北海道	1,031	滋賀	20
青森	100	京都	102
岩手	58	大阪	98
宮城	520	兵庫	200
秋田	64	奈良	20
山形	212	和歌山	1,002
福島	1,121	鳥取	36
茨城	84	島根	84
栃木	106	岡山	174
群馬	504	広島	663
埼玉	126	山口	856
千葉	100	徳島	44
東京都	577	香川	164
神奈川県	308	愛媛	323
山梨県	53	高知	643
長野県	152	福岡	1,198
新潟県	285	佐賀	153
富山県	75	長崎	463
石川県	72	熊本	1,667
福井県	34	大分	134
岐阜県	23	宮崎	411
愛知県	116	鹿児島	484
三重県	148	合計	14,962
	154		

には道庁の方針として、海外協会も設立されず、全く啓蒙宣伝は行われていないにも拘らず、本道の海外移住熱が非常に高まって来たということは何を意味するのであるか。

(表 49 表参照)

開拓十年の苦心を払いながら未だに米の御飯も食べられないという窮状にある農家にとっては、将来に希望をつなぐことが出来ないで海外への野望を抱くのも、又当然のなりゆきともいえよう。

参 考 資 料

- 一、開拓官農の実態(1)(2)(3) (農地局入植官農課)
- 二、開拓地官農実績調査(農林省入植官農課)
- 三、開拓農家(農林省入植官農課)
- 四、入植統計(農地局入植官農課)
- 五、入植者一戸当りに要する経費(農地局計画部)
- 六、才三十一次農林省統計表(農林省統計調査部)
- 七、農地の拡張改良の長期計画に関する資料(農林省農地局)
- 八、開拓地入植の手引(北海道庁)
- 九、農林時報(農林省編集)
- 十、今後食糧政策に対する提案(朝日新聞社国土総合開発調査会)
- 十一、農業(八五)戦後開拓十年を顧みて、
- 十二、農業朝日(一〇〇九)(二、三男のための開拓地)
- 十三、ダイヤモンド(北海道開発について)
- 十四、地方農業(北海道開拓と土地問題)
- 十五、富民(二六)(十二)(国土開拓の可能と条件)

## 第四章 海外移住の成果

海外移住の目的は一般に「ロベラシ」という意味で人口問題のみと直結的に考えられる傾向にあるが、海外移住が我が國にもたらす経済的寄与、それによる雇用の増大、人口収容力の増加という効果は度々見逃されており、この眞の効果は甚だ大なるものである。イタリアにおいては移住者の送金と、観光収入は、外貨獲得の二大支柱であることは、既に周知の事實である。日本においては、移住者の数はイタリアと比べれば比較にはなならないが、昭和三十一年一ヶ年間に及ぼした海外移住者の経済的寄与が、一億幾額に達するかについて左記の項目に焦点を置き調査した。この調査の対<sup>象</sup>は、ハワイ、北米本土、中南米諸國へ移住した日系人についてのものである。

### 項 目

- 一、三十一年における母國訪問者が、我が國で消費した金額。
- 二、右の訪問者が、我が國の運輸会社に支払った金額。
- 三、本國への物品贈与。
- 四、本國送金額。
- 五、日本の在外銀行（現地法人形式を含む）に対する寄与。
- 六、本邦会社と在外日系人との共同企業。

七、日本移住者が海外に在在することによる輸出増加額。

## 第一節

### 昭和三十一年における母国訪問者が我が国で消費した金額。

此の項目及び前項説明の二、三、四、の諸問題については、金額算出上、母国訪問者数と、その内容を知らねばならないため、母国訪問者についての説明を、最初に行い、その後、各項の説明に移ることにする。

#### 一、母国訪問者数とその実態

昭和三十一年における正規入国者総数は、一二五、二九四人（法務省入国管理局、法務統計による）であるが、母国訪問者数は、その中の四・四％の五、五一四人であつて此の母国訪問者数は、毎年増加の傾向をたどっている。入国者総数の中、在外日本人は、二、五八六人で日系外国人に比べ少々上廻っていることは、また一世の訪問者の多いことを物語っている。（日系外国人の中にも一世は多分に含まれている。）それに反し長い移住の歴史を持つイタリヤにおいては、二、三、四世が多く、いわゆるまた見ぬ母國に憧れ、親戚訪問、親光等の目的で訪れるのが、特徴である。我が国の場合は一世の中でも特に老年の域に達した人々の親戚訪問が圧倒的で全体の八割以上も占めているのが現状である。

表でもわかる如く、訪問者の出国地はアメリカが筆頭で、その中でもハワイ系が北米

本土を一人をも引離しており、次いでアラジル、カナダ、ペルーの順で日本の現在迄の移住状況を端的に表わしている。

第50表

(単位人)

	横浜港	羽田空港	神戸港	計
在外日本人	一九二四人	四四七	二一五	二、五八六
日系外国人	一〇七一	一、七九六	六一	二、九二八
計	二、九九五	二、二四三	二七六	五、五一四

田国訪問者についての資料統計は外務省又は法務省入国管理局においてもこの観点よりの資料を整備してないため、確定数を把握することはすこぶる困難ではあつたが、确实なる資料確保のため、各港の入国管理局出張所において、入国者の上陸許可申請書九八九五六枚(三十一年入国者数の七十九%相当)をくまなく調査した。調査方法は左記の如くである。

イ、調査港は横浜、羽田、神戸の三港とした。外客入国者の八割以上が上記の三港を利用し、その他盤嶋、函館、鹿兒島、立川等は引揚者、漁業関係者、沖繩人、軍人を対象として調査する必要がないので省略した。

ロ、田国訪問者は当然日本より海外へ移住した人とその一世から生れた二、三世をも意味するものである。しかし一世の中にも外国々籍を有している者が多分に含まれ、入国する

際は外国人として取扱われる。従つて日系人算出の場合、外国々籍と日本国籍の両面より調査を行い、外国に永住している日本人及びその子孫ということとこれらの母国訪問者の中には、戦争花嫁、三、三世の日本への留学を含めたが、もとより在外公務員及び本邦会社の在外支店駐在員の帰国、学術的海外修学よりの帰途、芸術関係者、運動選手等は全てこの項目には入れなかった。

ハ、日本人と外国人たる區別は国籍別上陸許可申請書に基づき判断した。日系外国人はその氏名と出生地、その他の記入事項から日系外国人とみなしたものののみで、純然たる外国名を記入している者はたとえ日系人であっても判別出来ぬため、この項の中には入らぬ恐れがある。又在外日本人に対しては、日本人たる故に法律上いろいろと制約を受けな

表51 居住地別入国者一覽表 (三十一年分)

國別	在 外 日 本 人			日 系 外 国 人			總 計	割 合
	横 浜	羽 田	神 戸	横 浜	羽 田	神 戸		
アメリカ本土	二〇九	一六五	一	四二四	九〇九	六	一、三三九	一、七二四
ハワイ	一、二〇九	一七三	〇	五四七	七七五	一	一、三二三	二、七〇五
カナダ	八	二	〇	六〇	六四	二	一二六	一、三六
メキシコ	一〇	六	〇	二	一〇	〇	一二	二八
小計	三、四二五	三、四二五	一	一、〇一六	一、七四九	九	二、七六五	一、七二四

以上で簡単に母国訪問者の説明を終えることにし本論の消費額算出について説明してみよう。消費金額算出に關しては、まずオ一に入国外客者の種類によつて、その携帯金もおのずから異り、同種の観光客についてもその個々の所有額が一致しないで、確実な調査は困難であつたため、税関、日銀為替管理局、運輸省観光局等の外客の携帯金調査は、母国訪問者と云つた特殊客についての調査統計は収録してないため、直接母国訪問中の日系人に次のアンケートに依つて調査をした。

アンケート内容

(一) 在住国

計	その他	アルゼンチン	チリ	ブラジル	ペル	コロンビア	ヴェネゼラ
一九二四	六四	一一	二	三九三	一六	一	〇
四四七	七	〇	〇	五四	四〇	〇	〇
二一五	一	一一	〇	二〇二	〇	〇	〇
二五八六	七二	二二	二	六四九	五六	一	〇
一〇七一	七	四	〇	二七	〇	〇	〇
一、七九六	六	一	〇	一七	一三	〇	一
六一	四	〇	〇	四八	〇	〇	〇
二九三八	一七	五	〇	九二	一三	〇	一
五、五一四	八九	二八	二	七四一	六九	一	一

(三) 何人でお出でですか 人

(三) 日本で消費した金額 約 円

(四) 土産に持って来た品物の価格 円

(五) 日本の親戚等に昨年又は今年送金したことがありましたが 約 円

(六) 日本の親戚等にお正月クリスマスに贈物をしましたが 約 円

右のアンケートは、昭和三二年五月初旬の日系人大会出席者の左訪中の人々に対する書類による調査と、同年八月二日横浜出航セントス丸乗船者の面接による計百七名についてのものである。

右のアンケートによると一人一日平均の使用額は三四七六・〇円であり、その滞在平均日数は一六七・〇六日であるから、一人当りの平均消費額は五八〇・七一七・二六円である。これを田園訪問者数の五五・四人にて求むると

$$3,476.10 \times 167.06 \text{ (日)} = 580,717.26 \text{ (円)}$$

$$580,717.26 \text{ (日)} \times 5.514 \text{ (日)} = 3,202,075.004.72 \text{ (円)}$$

約三二億円となる。このアンケートは昭和三二年のものであるが、滞在日数表よりの平均滞在日数から判断してみると、三一年の十、十一月頃に入国したことになり、三二年調査であるが内容的には、三一年と見なしてよい。

昭和三十一年母国訪問者滞在日数表

延滞 日数	日本人				日系外国人				総計
	横浜	羽田	神戸	小計	横浜	羽田	神戸	小計	
延滞日数	六一一九六	三五、八五五	二、二二三	一〇、八二四	二〇、二九五	二、三三四八	一七、二〇一	四、三三三四	五四、一三〇八
確定人数	二六五	四三	四六	七三四	九九七	一、四五三	五六	二、五〇六	三、三四〇
平均滞在日数	二三〇・九	八四七	二四一・八	一四七・三	二〇三・二	一四七・六	三〇七・〇	一七二・八	一六七〇・六
全体延滞日数	三二、四二四・六四	七、四六二・五八二	三、七五五・〇五	四、三〇九・六五六	三、八九三・二二六	三、〇〇〇・三九七六	一〇、九〇・六六	四、九五一・六八	九二、二六八・八四

第53表

目的別訪問者数 (昭和三十一年母国訪問者についての調査分)

旅行目的	日本人				日系外国人				
	横浜	羽田	神戸	小計	横浜	羽田	神戸	小計	
訪問観光	一一一一	三一	一五二	一五七四	一〇四四	一五九一	四五	二、六八〇	四、二五四
商用	一〇	一三	四	二七	一一	九八	六	一一五	一四二
永住帰国	二九九	五九	四一	三九九	九	五	五	一九	四一八
その他	六〇	一一	一一	八三	七	七	五	一九	一〇二
不明	四四四	五二	七	五〇三	〇	九五	〇	九五	五九八
	一九二四	四四七	二一五	二、五八六	一七〇一	一、七九六	六一	二、九三八	五、五一四

(注) 確定人数とは上陸許可申請書に滞在日数を明記してあった人数を意味する。

昭和三十一年の運輸省観光局調査の外客統計年報によると、一般観光客の一日一人当りの使用額は、ナードルへ三九六〇円であるが、これと比較しても三十二年のアンケートによる一日平均使用額は、三四七六・一〇円がこれより若干少いからみても母国訪問者に適した額ということが出来る。当然訪問者は、滞在期間も長いので、一般観光客から見ると四八〇円割安になるわけである。又観光客の三十一年の外客来訪状況によるとこの一年間の外客消費額は二百億円に達したものと推定されている。母国訪問者は全体の四・四%ならずであったが、三十二億円の外貨持ち込みは一四%に相当し、他の客に比べると消費金額もかなり大幅に思われるが、これは滞在期間が、他に比べて甚だ長期間にわたるためであろう。

## 第二節 昭和三十一年の母国訪問者が我が国の

### 運輸会社に支払った金額

母国訪問者の日本の運輸会社の利用者数とそれに支払った金額については法務省入国管理局所蔵の三十一年度羽田、横浜、神戸の入国者の上陸許可申請書に依って、航空及び船会社別の利用者人数を調べ（才 54 表参照）

第54表

三十一年母国訪問者の運輸会社利用一覽表

それを我が国航空及び船会社と外国のそれとの利用者とに區別し、その中で日系人であつた本の運輸会社を利用してゐるとみなされる者だけ抽出した。それを更に出国地・入港地別に

計	外 國 機	C A T	N W O	P A A	J A L	そ の 他 外 國 船	日 本 船	R O Y A L	A P L	O S K	N Y K	在 外 日 本 人			在 外 日 系 外 國 人			總 計	
												横 浜	羽 田	神 戸	小 計	横 浜	羽 田		神 戸
一九二四						一九	四一	四五	二五一	三八三	一八五								
四四七	五八	〇	六三	一一四	二二二														
二一五						三	〇	一〇二	〇	一〇九	一								
三、五八六	五八	〇	六三	一一四	二二二	二二	四一	一四七	二二五	四九二	一八六								
一、〇七一						六一	二九	二三	七二六	四二	一九〇								
一、七九六	一四一	五	一八三	五二六	九四一														
六一						五	四	一六	一	三三	二								
二、九二八	一四一	五	一八三	五二六	九四一	六六	三三	三九	七二七	七五	一九二								
五、五一四	一九九	五	二四六	六四〇	一、一五三	八八	七四	一八六	一九七八	五六七	三七八								

国籍を日本に持つ者と、外国に持つ者とのわけ、表55表のようによつてまとめた。  
 第55表 日本運輸会社利用日系人の出国地（居住地）入港地別入国者一覽表

国籍	入港地		小計	日系外国人		小計
	横 浜	羽 田		横 浜	羽 田	
在 外 日 本 人	横 浜	羽 田	小 計	横 浜	羽 田	小 計
北 米 本 土	三 四 九	四 五 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 六 〇	四 五 三 六	五 六 〇 〇
ハ ワ イ	一 四 九	一 一 六	二 六 五	一 〇 八 五	四 五 三 六	五 六 〇 〇
カ ナ ダ	一 六 八	一 〇 〇	二 六 八	一 〇 八 五	四 五 三 六	五 六 〇 〇
ペ ル シ ャ	一 六 八	一 〇 〇	二 六 八	一 〇 八 五	四 五 三 六	五 六 〇 〇
ア ルゼンチン	一 二 五	一 〇 〇	二 二 五	一 〇 三 〇	四 五 三 六	五 五 六 六
メ キ シ コ	一 二 五	一 〇 〇	二 二 五	一 〇 三 〇	四 五 三 六	五 五 六 六
チ リ	一 〇 〇	一 〇 〇	二 〇 〇	一 〇 三 〇	四 五 三 六	五 五 六 六
グ エ ネゼラ	一 〇 〇	一 〇 〇	二 〇 〇	一 〇 三 〇	四 五 三 六	五 五 六 六
コロンビア	一 〇 〇	一 〇 〇	二 〇 〇	一 〇 三 〇	四 五 三 六	五 五 六 六
その他	一 〇 〇	一 〇 〇	二 〇 〇	一 〇 三 〇	四 五 三 六	五 五 六 六
合 計	六 〇 九	二 一 二	二 一 七 四	二 六 一	九 四 三	一 二 四 三

航空機利用者数	一、一五五
船舶利用者数	一、〇一九

日本の航空船舶を利用する者の総数は、二一七四人で、中航空利用者は、一、一五五人、船舶利用者は、一、〇一九人で飛行機を利用した者の方が船を利用した者より七%多く、全体の利用者の五三.五%をしめる。

一、入国時に日本の運輸会社に支払った金額

(一) 航空会社に支払われた金額

日本で国際線を持つ航空会社は、日本航空に限られるので、その旅客者の利用状態と運賃を調査し、それに依つて運賃を算出した。日本航空では、座席をファーストクラスとツーリストクラスの二つの等級に分け、それぞれの運賃を規定している。そのクラス別利用率は同数と見て良く、座席数が飛行機によって一定しており、その比率をそのまま座席等級の利用率と見て良いとの結論を得たので、その割合で支払金額を計算することにした。そのクラス別利用率は、ファーストクラス三〇%、ツーリストクラス七〇%となっている。又同社では北、中南米方面にはロスアンゼルス及び国際線を持たないの

で、入国許可申請書で調査できなかった北、中南米居住者は、ハワイをのぞきロスアン

ゼルスから接乗した者とみなした。旅客運賃は片道運賃と往復運賃とは異なるが、こゝでは片道運賃額を用いることにした。小児の場合運賃は大人率の二分の一額と規定されているが、上陸許可申請書年令記入欄から判断し、子供はいなかつたのでその場合をのぞいた。

計算方法

乗客運賃 × 区間乗客数 ÷ 区間乗客

以上の方法で集計すると、日本の航空会社に日系人が支払った片道総金額は、一九九七九二〇〇円となる。

第56表 飛行区間支払金額表

飛行区間	座席等級	等級別利用人数	区間運賃(円)	支払金額
ロスアンゼルス	ファーストクラス	一七四	二三四〇〇〇	四〇、七一六、〇〇〇
— 乗 京	ツーリストクラス	四〇六	一七五、七〇〇	七一、三三四、三〇〇
ホノルル	ファーストクラス	一七二・五	一八五、四〇〇	三一、九八一、五〇〇
— 乗 京	ツーリストクラス	四〇二・五	一三九、〇〇〇	五五、九四七、五〇〇
合 計		一一五五		一一九、九七九、二〇〇

(注) 区間運賃は日本航空発行日本航空国際線運賃時刻表による。

(二) 船会社に支払った金額

国際航路を持つ船舶会社は多いが、北、中南米に航路を持つ大阪商船、日本郵船と中

第57表 大阪商船三船についての乗客一覽表

丸 吉 拉 布						船名
神 戸		大 阪		横 浜		入 港 地
小 人	大 人	小 人	大 人	小 人	大 人	等 級
	一				三	ファーストクラス
	一八		九	二	一	ツーリストクラス
二	二八	七	一〇六	一	一九	サードクラス
		七		三		小 狭 小 計
	五七		一一五		三三	大 人 小 計

心に調査を進めた。船舶の場合は飛行機の場合よりも座席の等級が繁雑で、同一の等級のものでも船によって差があり、利用者率旅客運賃が異つて来るが、出来るだけ正確な資料を得るために、大阪商船のブラジル丸、アメリカ丸、アフリカ丸の三船の日本人乗船者のクラス別利用率を調べた。これら三船の資料は法務省入国管理局横浜出張所に提出された三船の各々の乗船者名簿によるものであるが、これについて集計、整理してみると、総人数三九一人を一〇〇%とした時、各々のクラスの旅客利用率は、ファーストクラス一〇・五%、ツーリストクラス一〇・二%、サードクラス七・九%となり又各クラス乗客者中、子供のしめる割合は、ファーストクラス九・八%、ツーリストクラス五・〇%、サードクラス一〇・七%となりこれらを総括したものが第57表である。

各クラス人数を100%としたときの小学生の%	各クラス人数を100%としたときの小学生の%	総数を100%としたときのクラス別%	総数	小供数	アメリカ丸						アフリカ丸						船名	
					神 戸		大 阪		横 浜		神 戸		大 阪		横 浜			入 港 地
					小 人	大 人	小 人	大 人	小 人	大 人	小 人	大 人	小 人	大 人	小 人	大 人		
九・八%	一〇・五%	一〇・二%	四	四一	一					四			四	七	ファーストクラス			
五・〇%	一〇・二%		二	四〇											ツリストクラス			
一〇・七%	七九・三%		三三	三一〇	二〇			一〇	二一	一三	四七		二	三四	ワートクラス			
	一〇・〇%		三九	三九				一〇		一三				四	小供小計			
			三九	三九											大人小計			

船舶の場合は航空よりも同一の国に一つ以上寄港する場合が多いが、上陸許可申請書で  
乗船区間が判断出来ない場合があるので、乗船者名法により最も乗船率の大きい港を各  
国から一つ選び、各々の港から乗船したものとみなし、区間別クラス旅客運賃によつて  
計算した。国別の持定港はアメリカはロスアンゼルス、ハワイはホノルル、ブラジル  
はサントス、カナダはバンクーバー、アルゼンチンはブエノスアイレス、コロンビアは  
バラネキリア、メリはバルパライソ、ペルーはカリヤオ、とした。尚メキシコは良港  
を持たないので、地理的条件から見ても同国の移住者はロスアンゼルスから乗船したも  
のとみなした。旅客運賃は一等三等の場合、各々の等級の中に設備状態により運賃差が  
あるが、普通一等運賃、普通三等運賃で算出した。又小供運賃は客船の場合の才から十  
ニ才迄四クラスの運賃にわかれているが、貨物船の場合大人率の二分の一額となつてお  
り又客船の場合も三才から十二才迄大人率の二分の一額と規定されているので、小供  
運賃は一律に大人率の二分の一額とした。以上の事項と第58表註にある計算方法で在外  
日系人の運輸船舶会社に支払った金額を計算し集計すると三〇、七、一、ハートル即ち

一、二八、五八五、三六一、六〇円となる。

第58表

船舶利用者国別等級別運賃表

国名	国入 別者 数	等 級	運賃 (単位 ドル)	クラス別 利用者数	クラス別 小供数	小供運賃額	クラス別 大人数	大人運賃額
アメリカ 本土	179	I	400	18.37	1.79	358.00	16.58	6632.00
		II	375	18.26	0.91	261.63	17.35	6406.25
		III	350	142.37	14.23	3813.25	128.14	44849.00
カナ ダ	61	I	420	6.41	0.63	132.30	5.78	2427.60
		II	300	6.22	0.31	93.00	5.91	1773.00
		III	280	48.37	5.28	732.20	43.09	12065.20
ブラ ジル	497	I	649	52.19	5.11	1667.98	47.08	30366.60
		II	500	50.61	2.53	632.50	48.08	24040.00
		III	355	394.20	42.18	11696.95	352.02	124967.60
アル ゼン チン	22	I	720	2.31	0.23	82.80	2.08	1469.60
		II	540	2.24	0.11	29.70	2.13	1150.20
		III	380	17.45	1.87	355.30	15.58	5920.40
メキ シコ	7	I	400	0.74	0.07	14.00	0.67	268.00
		II	375	0.72	0.04	7.50	0.68	355.00
		III	350	5.54	0.59	103.25	4.95	1732.50
ハイ	234	II	280		11.70	1638.00	222.30	62244.00
ペル ー	16	II	580		0.80	212.00	15.20	8056.00
チリ ー	2	II	600		0.10	30.00	1.90	114.00
コロン ビア	1	II	490		0.05	12.25	0.95	465.50
運賃総額			単位ドル	357,181.56				
			単位円	128,585,361.60				

オ 57 表註

一、Iはファーストクラス、IIはツーリストクラス、IIIはサードクラスとそれぞれ意味する。

二、旅客運賃の単位はドル

三、小教員三位以下で四捨五入

四、クラス別利用者数はオ 57 表の総数を百分とした時の各クラス別百分を国別乗船者数に掛けて算出した。

五、クラス別小供数はオ 57 表の各クラス入人数を百分とした時の小供の百分をクラス別利用者数に掛けて算出したものである。

六、大人率二分の一運賃×クラス別小供運賃額×運賃

六、ヘクラス別利用者数×クラス別小供運賃額×運賃

七、三等級にわけてないものは客船の寄港しないところで、貨物船の利用だけのものである。貨物船の運賃はIIに相当する。

(一)、(二)の二つの結果を総合してみると、在外日系人が日本の航空会社及び船舶会社に、入国に際して支払った金額は三三八、五六四、五六一円となる。在外日系人の航空利用者率は全体の五三%にあたり、かつ船舶乗船者の一。五%がファーストクラスを利用しており、訪問者総数の五八%が船舶ファーストクラス以上の運輸機関を利用していることは、注目にあたいます。

ニ 出国時に日本の運輸会社に支払った金額

出国に際しては、他の条件が同じならばやはり入国時と同数の日系人が、日本の運輸会社を利用するとみなされる。入国時に日本の運輸会社に支払った総額は、三二八、五六四、五六一であるので、出国も同額とみなし往復の運賃は六五七、一二九、一二二円となる。

しかし出国の時は、永住帰国者や飛行往復運賃の割引があるため、その額だけ減ずる必要があるので、その細部について説明すると

(イ) 永住帰国者は才 53 表の如く四二八人で、その中でも飛行機利用者は六四人（ハワイより一四人、ロスアンゼルスより五〇人）、船舶利用者は三五四人である。

その内飛行機利用者の運賃は才 56 表と(一)に書いてあるクラス別と同様の計算で

三〇六三、八八〇円となる。船舶利用者についても同様に才 57 表、才 58 表を用い(二)の場合の計算方法で八、二一四、九五九となる。したがって永住帰国者の運賃合計は二二七、八三九円となる。

(ロ) 飛行機利用者往復旅客運賃割引額

飛行機利用者の場合のみ往復利用者に対して一〇%の運賃割引がある。

飛行機利用者総数は、一、一五五人でその片道金額は、一九九、九七九、二〇〇円であるが、永住帰国飛行機利用者数の金額は三六三、八八〇円であるので飛行機利用者往復総額よりその分を減じ、その分の割引額を算出する。

$$(199,979,200 \times 2) - 363,880 = 3,968,941.520 \text{ (円)}$$

396,894.520 × 0.1 = 39,689.452 (円)

したがって出国に際し支払不必要金額は

(11,278,839 + 39,689.452 = 50,968,291 (円)

五〇、九六八、二九一円となる。

故に出国時出国時に日本の運輸会社に支払った金額は六〇六一六〇、八三一円となる。

(657,129.122 - 50,968,291 = 606,160,831 (円)

### 第三節 本国への物品贈与

物品贈与の中には母国訪問者が携帯して来た土産品と、訪民と関係なく在外日系人が本国の親戚に贈物として送った品物を意味し、それと別に換算したものである。土産品、贈物品については訪問中の日系人よりアンケートによって算出したが、実際現地から直接的に送られる品物については、中央郵便局・税関で調査したが、日系人という区別が困難な点から現地よりの直接的送物については現地調査問合せ中のためこの項には、アンケートから算き出された金額のみを記載する。

イ、土産に持って来た品物の価格

アンケートによると、在日中の訪問者の中九五%近くが何かと土産として持ち込んでおり、三十一年度においてその持ち込み金額は、一三、八〇五、〇〇〇円であるから、一人平

均持ち込み金額は一一九六七〇円となり一応妥当の数字と思われる。母国訪問者の日本に持ち込んだ土産金額は左記の計算方法により六二九、四〇八、一〇〇、〇〇〇円となる。

$$\frac{107}{102} = \frac{5514}{x} \quad x = 5256.3 \text{ 人 (5514人土産を持って来た人数)}$$

$$12,805,000 \div 107 = 119,670$$

$$119,670 \times 5,256.3 \text{ (円)} = 629,408,180 \text{ (円)}$$

註 一〇七人はアンケートの調査人数

2. 一〇二人は一〇七人中土産を持って来た日数
3. 五九一四人は三十二年母国訪問者総数

ロ 日本親戚に在外日系人が直接贈物として送った品物の価格。

この項目は前項と同様な理由からアンケート「六」を参照した算出法でありアンケートに依ると物品を贈った者は全体中二三％の二四七人でその金額は四二九、ヒハ〇、円で一人当りの贈物の価格は一七、四〇〇円相当となる。これを三十二年母国訪問者に換算すると二ニハ八人が物品を送っていることになりその価格は三二、四一、二〇〇円となる。

$$107 : 25 = 5514 : x \quad x = 1288 \text{ 人 (5514人土産とした人数)}$$

$$17400 \times 1288 = 22,41200 \text{ (円)}$$

イロを総合し物品贈与の総額は六五二、八一、三ハ〇円となる。

右は昭和三十一年度の五十人の母国訪問者に限った調査であるから八十万の非訪問者につ

いて考えれば、少なくともこの二倍—三億円の物品贈与があつたものと考えるのは、決して過当ではあるまい。

#### 第四節 本国送金額

日系人の本国送金については、母国訪問のため末朝する人に直接依頼し届けてもらう方法や、貿易商社の商用費の中に含み送金する場合、その他に種々の手段が構じられるし、通常の銀行のルートを通る者も日系人の母国送金か否かの判別は不可能で、日銀為替管理局、大蔵省為替局その他在外支店と有する銀行においても確実な調査は出来なかつた。従つて現在判明中の、伯国のリオデジマネイロの日系銀行の調査と、母国訪問者のアンケートによつての送金額を推定した。

アンケートに依ると日本の親戚等に送金した金額は二九、六六三、二〇〇円でこれを母国訪問者総数と引き延して見ると一五二、三、四二八、六二〇円となる。

$$\begin{aligned} 107:55/4 &= 54:x & x &= 2,773.2x & (xは55/4人中送金した人数) \\ 2,773.2x \times 549,300 &= 1,523,428,620 \text{ 円} \end{aligned}$$

従つて昭和三十一年度五千人の母国訪問者が十五億円の本国送金をしたとすれば、八十万の外日系人が年間三十億円以上の送金をしたと推定しうる。このことは伯国リオデジマネイロ日系銀行取扱高本国送金額は六千万クルゼイロであり邦貨円に換算すると三億円であつて、

リオデジマネイロ周辺在住日系人は在ブラジル日系人の一割にも達しないことを考えれば三十億円の本国送金額の推定はむしろ過少にすぎるのである。

## 第五節 日本の外銀行（現地法人形式を含む）に対する

### 経済的寄与

本邦銀行の在外支店銀行が世界各地にかなり進出しているが、その立地条件を見ると、日系人の預貯金と受入れることを前提条件のもとに、日系人の割合多く在住する地方に設立されているものが多い。現在の貿易商社の進出状況を見てみまらず、それに附随する銀行の設立が、チオ一で、銀行設立にともなつて各企業が発展すると云つた状態である。

現地に定着した日系人の大部分は、日系の外銀行に預貯金をしているものが正当的である。本邦銀行が海外に進出した場合、現地法人形式をとつている銀行の株式所有額の中、現地株式は四割五割でこれは殆んどが在外日系人の所<sup>有</sup>とみられる。又銀行の営業の機密に属するので詳細は不明だが、預貯金は概して在留日系人に多く、貸出は概して本邦の海外進出の商社の支店等に多いことは確実な傾向で、本邦会社の在外活動がこれら日系人により資金的に後援されているといえよう。

本項については遺憾ながら、確実な数字を示すことはできなかった。

## 第六節 本邦会社と在外日系人との共同企業

日系人の中には相当量の資本金を有しているものが多く、本邦会社との共同で事業を發足した者もあり、日系人との結びつきは貿易及び企業進出面で漸時具體化しつつあるようになり、即ち本邦の会社は日系人との協力を前提に、在外活動に必要な資金の数十パーセントの資本を以つて海外に進出できるわけである。

大蔵省為替<sup>局</sup>、通産省通商局、貿易振興会等ではこの種のカテゴリーに依る分類は資料に乏しいため、この項目も現地日系人商工会議所（サンパウロ、ホノルル、サンフランシスコ、ブエノスアイレス）等に問合せ中であつて、まだ集計の段階にはいらないので省略することにする。

## 第七節 日本移住者が海外に在住することに依る

### 輸出品増加額

次に觀英と貿易面に移して見ると、日系人の多く在住する国である北南米諸国へ、一休日本から年間どの位輸出されているのであろうか。昭和三十一年度資料の未發行のため、細部にはわたつては、昭和三十一年度について、調査することにした。調査項目は次の通りである。

(一) 昭和三十年、三十一年度における日系人の多く在住する国への國別輸出額。

右の総額を次の三種に分類した。

A. 日系人の嗜好品、雑誌等、いわゆる「タカヤン貿易」の各国別金額。(特に昭和三十年度分)

B. 一般的商品の金額(この中日系人の使用する割合を推定する)

C. 先方の政府、その他明らかに日系人が購入しないとと思われる金額。

昭和三十年度、三十一年度における、日系人の多く在住する國への国別輸出額。  
 (一) 昭和三十年度、三十一年度における、日系人の多く在住する國とは、次表の國々を指すのである。

第59表 名 國 別 日 系 人 数 (昭和31年12月現在)

國 名	人 数	國 名	人 数
米 本 土	241,268	ポ ー ー	1,500
ハ ン 国	184,611	チ リ ー	500
カ ナ ダ	21,663	ブ ラ ジ ル	372,000
メ キ シ コ	5,608	ア ルゼンチン	10,555
ペルー	700	パ ラ グ ワ イ	2,000
コロンビア	500	ウルグワイ	1,68
ペルー	40,000	ヴェネズエラ	1,33

(日本海外協会連合会発行、移住執務提要より)

第60表

昭和30年31年における日系人の多く在住する国への国別輸出額  
(単位1000円) (昭和3031年のわが国対外貿易の統計より) 32年5月 経済企画庁調査部統計課

品名	数量	総額	食料	飲料及び草	食用植物油	飼料	動物性燃料	潤滑油及び物品	動物性及び植物性の油脂	薬品	原料別製品	機械用機器	雑製品	特殊取扱品
米本土	30	449,227	46,596	172	50401	*	8	5304	4696	6260	193504	18521	127,787	651
	31	523,113	57,762	166	46,981	*	8	4696	5551	240071	30028	157,529	310	
ハ、ク、イ	30	6904	2202	39	151	4	81	1982	1982	1982	152	1292	1292	3
	31	7021	2408	34	247	*	4	60	2518	2518	115	1630	3	
カナ	30	45151	3945	8	694	265	235	1368	1728	2255	31861	1901	14714	1
	31	69317	12461	17	851	5	235	1728	235	31861	2255	2233	19982	*
メキシコ	30	7377	136	0	38	*	0	232	232	251	3414	3414	1006	0
	31	7078	91	*	26	0	0	357	357	870	3481	3481	1253	0
キューバ	30	4854	25	0	*	0	0	36	36	3083	669	1041	1041	0
	31	3793	24	0	4	0	0	17	17	1925	784	1039	1039	*
コロムビア	30	7099	2	0	0	0	0	10	10	5118	1395	745	745	0
	31	7395	455	0	4	0	0	34	34	5162	995	995	995	0
ペルー	30	4989	173	2	1	0	0	28	28	2701	1056	1027	1027	0
	31	8381	212	3	9	*	0	26	26	4584	2062	1465	1465	0
ボリビア	30	1189	139	0	0	0	0	1	1	958	41	51	51	0
	31	2660	230	0	0	0	0	1	1	2238	131	60	60	0
チリ	30	3892	958	0	5	719	0	1	1	403	2377	247	247	0
	31	7449	10	0	*	1	0	22	22	647	6023	744	744	0
ブラジル	30	33422	106	5	165	0	0	34	34	3101	19638	7566	2087	0
	31	45156	155	7	128	1300	2	4930	2	24429	12372	1832	1832	0
フィリピン	30	79124	0	0	1170	0	0	1441	1441	56562	9094	856	856	0
	31	29870	*	0	110	0	0	536	536	29339	8688	268	268	0
パナマ	30	529	1	0	*	3	0	0	0	478	47	3	3	0
	31	510	0	0	0	0	0	8	8	373	29	101	101	0
ウルグワイ	30	2060	34	0	53	0	0	128	128	1060	656	127	127	0
	31	4871	16	0	124	0	0	154	154	2313	2017	247	247	0
ヴェネズエラ	30	13403	24	0	*	0	0	65	65	10242	827	2244	2244	0
	31	15988	5	0	61	0	0	57	57	11684	1210	2965	2965	0

第61表

タフアン貿易の各国別金額

(1)	米 国	ハ ワ イ	カ ナ ダ	メ キ シ コ	キ ユ ー バ	コ ロ ン ビ ア	ペ ル ー	ボ リ ビ ア	チ リ ー	ブ ラ ジ ル	ア ル ゼ ン チ ン	パ ラ グ ワ イ	ウ ル グ ワ イ	ヴ ェ ネ ズ エ ラ	(2)
しいたけ	117238	29872	25582	1620	443	2029				125					いわし
野菜(生)	13425	1296	427	21		482				678			17		いか
えんどう	674														なまこふじこ
きのこ	12698					114				25					こんぶ
野菜(漬物)	12701	57536	1582	99		325							343		食用海藻
干のり	17327	45016	4097	72		338				14			19		魚(干)
穀粉	536	74	46										153		さけ
日麻粉	69														にしん
こんにやく粉	2350	3451	351	49		991				3089					そば
大豆粉	40		34												帆立貝
香辛料	14405	93	665										3		あわび
くず穀物	270														いりこ
えごま	7														ささえ
野菜(乾)	16572	4389	458			620									製麦
緑茶	236723	42786	22557	227		968									そば
味りん	804		215												米粉
干柿	699														パミセリー
えごまの種		81													ヌードル
たくめん漬	185	152	48												めん類
食酢	1831	7286	148												小豆
みそ	988	245	412	54		60							89		豆類
味噌	106715	31089	10658	66											大豆
ソース類	960														大豆類
グルタミン調味料	199142	114527	114404	10723	326	41544				2684			226		しょうが
食料	9171	3151	364			412							27		とうがらし
漬物	37347	10482	2140			78									金針菜
															たけのこ

(昭和30年の日本外国貿易年表による)

米 国	ハ ワ イ	カ ナ ダ	メ キ シ コ	キ ユ ー バ	コ ロ ン ビ ア	ペ ル ー	ボ リ ビ ア	チ リ ー	ブ ラ ジ ル	ア ル ゼ ン チ ン	パ ラ グ ワ イ	ウ ル グ ワ イ	ヴ ェ ネ ズ エ ラ	(2)
9744	5140	1481	4		344							508		17
4015	5327	344	39	557	15									
81									111					
10326	13496	1304	27		1201				1462				2	
21983	3815	201	9		70				854				4	
281603	20611	2396	5641			2102								
17	4					337								
361	7314	430												
25	1015													
14598	13804													17
37887	12799	5506		771	325									
			23											35
	13660	750	11											
166	689													
344						8								
539	370	948				80								
68														
1193	345	231												
18	593	132												16
7984	2836	1310	9			63								
559														
5521	878	18				127								
174	76	136												
114439	664	2350	2											
84														
65060	36406	2289	56			147								17

(注) これをそれぞれA、B、Cに分類する。  
 Aは日系人の嗜好品、雑誌等いわゆる「タフアン貿易」の各別金額。  
 前述の通り、三十一年の総計及び資料が未発行なので三十年度の日本外国貿易年表に基  
 いて、調査した。次の表によつてとんな品物が、日系人が移住したために輸出されてい  
 るかがよくわかるであろう。

第61表

(3)	米 国	ハ ワ イ	カ ナ ダ	メ キシ コ	キ ュー バ	コ ロ ン ビ ア	ペ ル ー	ボ リ ビ ア	チ リ ー	ブ ラ ジ ル	ア ル ゼ ン チ ン	パ ラ グ ワ イ	ウル グ ワ イ	ヴェ ネ ズ エ ラ
節句飾物	40738	20703	1734	198	399		256			255			17	786
線香	5803	2676	50	27	7		269							3
ひな人形	13445													
菓子	1216	1703	233				100							
たわし	400						155							
ほうき・ブラシ	1310	3485	130			99	1094							94
蚊取線香	6649	5			4175									181
ちようらん				12	1000									
扇子・うちわ		1544	2161	1962						158				1331
麦わら真田				278		406								
燭台	3158	1246												2389
せろばん		15	5											
印刷機	11													
活字・活版	2687		12								196			
印刷用機械部品	23													
印刷用耐用品	154													
紙巻タバコ	16									11				
台所用品	2131444	7117	121997	5646	15858	1572	6392	169	1952				1663	8947
喫茶用具	140972	2015	6232	6057	3114	2607	4619	74	850	2185	609		651	8835
工匠具類	75575	1454	1197	80		3380	1944		114	41813	32807		1061	1265
家庭用具	752391	7989	85834	6317	549	5922	1970	6262					130	15250
蓄音器・コード	5286	4332	1492	102			118			326				27
カレンダー	30429	899	2909	71	556	121	476	87				87		409
食卓家庭用品	7813	518	3554	3273	10212	1676	634		415	125				1861
合計	6334153	59412	1618442	29679	128714	49132	196597	19155	5674	8587	39806		13848	160177

(4)	米 国	ハ ワ イ	カ ナ ダ	メ キシ コ	キ ュー バ	コ ロ ン ビ ア	ペ ル ー	ボ リ ビ ア	チ リ ー	ブ ラ ジ ル	ア ル ゼ ン チ ン	パ ラ グ ワ イ	ウル グ ワ イ	ヴェ ネ ズ エ ラ
めめ	558													77
砂糖菓子	11426	13242	650				1465							
木炭	298	2						231						
仁丹	122	287	37											
和紙	49920	411	7											
唐紙	55													
かや	12589			1459	2713									
風呂敷	3601	229	81							13				
布団枕	404	9	1796											
帯	1934													
下駄・カゲル草履	9234	9880			20									193
和傘	10515	4328	306		693			12		155				
和服類	121666	10552						9			132			3505
篆刻道具	8804	1158	1972							20415				
たばこ	6921	3												324 2559
畳表	58758	5522	3274	1670	589			254						
わら筵	8704							232						
屋根瓦	192													
四つんばり・茶わん	1130420	24334	161603	87808	2230	33340	117167	6758	2044	4540				9126 106567
書籍・パンフレット	53924				20	19		654	2011					13
新聞	155													
雑誌	58877				666	7		503	4292	12		4292	4	4
楽譜	44													
将棋碁用具	4237	92	477			414		29						
墨汁・毛筆	302	296	2826			393		4						26
墨	55678	5307	1090	13370										35
墨画								63	2		2887			5 78

注一 ヲラシルがこの年、他の諸國に比して目立って少ないのは、現在のブラジル政府の貿易政策は、コーヒー価格の割高に原因した輸出の減少により又工業化政策の推進により、不急不要輸入物資には強い制限措置がとられており、表に掲げた項目は、その制限措置をうけるカテゴリーに入れられているからである。三十年度の総計は八五六八七〇〇〇円であるが、これは右の制限を受けた例外的なもので、二十九年度は総計三三三九四二〇〇〇円の僅か二六%である。

注二 オ 表中の各項目は、少々例外的には、外国人が使用するにしても、それは無視して良い程と思われる。

注三 タクアン貿易金額は完全な国産品であるから外貨手取率は、一〇〇%とみなしてよい。故に一般的輸出商品の場合、通産省公報及び通商公報に依れば、外貨手取率は八二%であるからタクアン貿易額の十億円は一般貿易額の十二億二千万円に相当するものといえる。

ア貿易輸出金額  
(単位 千円)

品名	金額
金	43
	104
	107
	111
	54
	103
	123
	924
	432
	36605
	4438
	4706
	81964
	106557
	5
	303
	1174
	10131
	183
	2560
	5059
	54894
	9577
	1334
	2542
	4
合計	323942

第62表  
昭和29年度対白タク

品名	金額
いか	
ヌードル	
しいたけ	
こんぶ	
食用酒	
きのこ	
野菜の漬物	
干のり	
にんきやく粉	
グルタミン酸調味料	
置表、花筵	
わら筵	
書籍、パンフレット	
雑誌	
和墨汁、毛筆	
節句飾物	
書	
にし	
台所用品	
喫茶用具	
家庭用具	
カレンダー	
食卓家庭用品	
こざえ	
合計	

注四 最近とくにドミニカ共和国及びパラグアイ、ボリビア国などへの移住が盛んに行われているが、それはまだこの表に入れる程の数字にも至っていないし、移住者もまだ日本品を買っただけの経済的基礎が出来ていないのであって、この表も三、三十年後には、相当の変動がみられるであろう。

ム 一般的商品の金額 (この中日系人の使用する割合を推定する)

この項目は紙面の都合上、一つ一つ掲げて示すことは、不可能であるから、その一例を示す。例えば次の如きものである。

- 一 柑橘類、果物類。
- 二 織物 (衣類を含む)
- 三 装飾品
- 四 金属、ガラス製品

註一、各国の日系人のその国の総人口に対する割合の概数は、次の表の如くである。

第63表 一般的商品の金額(その中 日系人)

国名	総人	日系人数
ボ 本 土	144,239,000	141,768
ハ ワ イ	500,000	184,611
カ ナ ダ	13,845,000	21,663
メ キシコ	25,500,000	5,608
キューバ	5,415,000	700
コロンビア	11,180,000	500
ペルー	8,405,000	40,000
ボリビア	3,788,000	1,500
チリ	5,866,500	700
ブラジチ	52,645,000	372,000
アルゼンチン	15,894,000	10,555
パラグワイ	1,600,000	2,000
ウルグワイ	2,500,000	168
ヴェネズエラ	4,986,000	133
		781,906

の使用する割合及び金額 (単位 1000円)

Cの金額	%	日系人の使用金額
137,274,601	20	274,549
1,447,742	50	75,871.0
3,842,918	2	76,858.4
25,188,698	0.2	410,237.4
958,528	0.1	9,585.3
1,990,423	0.04	796.2
1,451,543	5	72,577.2
254,335	0.6	15,26.0
959,234	0.1	959.2
5,602,643	20	112,052.8
3,226,391	0.7	22,584.7
189,434	1.0	1894.3
455,424	0.05	227.4
4,490,620	0.02	898.1
187,262,534		2,069,093.-

五、マシン及びその部分品  
 六、乗器類  
 七、自転車及びその部分品  
 八、農業用機械  
 九、かんづめ損  
 十、家庭用日常用品  
 次に、この項目における各国の総額をみると次の如くである。

第64表

國名	日本人の総人口に対する%	國名	日本人の総人口に対する%
米本	0.01%	ホリビア	0.04%
ハワイ	3.7%	チリ	0.01%
カナダ	0.2%	ブラジル	6%
メキシコ	0.02%	フィリピン	0.07%
キューバ	0.01%	パラグアイ	0.1%
コロンビア	0.004%	ウルグアイ	0.005%
ペルー	0.5%	ガイアナ	0.002%

この一般商品の中、日系人の使用する割合を考へ、表の如く、實際の人口割合より多くした理由は次の通りである。

- (一) アメリカ、カナダ、ブラジルなどの日系人は、都市或はその周辺に住んでいて日本商品を購入しやすいこと。
- (二) 一般に、中南米諸国においては、土着人よりも日系人は経済的にも購買力の点でも、上位にあること。
- (三) 日系人は日本製品を購入する可能性の大なること。
- (四) 共に日系人商店は日本商品を多く扱い、言葉及び日本人の集団化傾向等の理由で、一般日系人が日本商品を購入する機会が甚だ大きいこと。

C. 先方の政府、その他明らかに関係人が購入しないとされる金額。

この項も、前項と同様、紙面の都合上、細部にわたって示すことは不可能であるのである。その一例を示すことにする。この項目に入るものは、次の種類の採なものである。

- (一) 工場用機械。
- (二) 船舶。(軍艦を含む)
- (三) 織機。
- (四) 鋸業用機械類。
- (五) 磁石類。
- (六) 自動車用品。
- (七) 鋼材。
- (八) 精密機器類。
- (九) 機関車類。

即ち、一般人の直接的消費材ではなくて生産財その他現在の在外日系人の経済状況よりすれば未だその消費群外にあるもので、その金額は次表の通りである。

オ 66 表は a、b、c を一つのものにまとめたものである。切て、ここで全体的に考えてみると、今迄述べて来た通り、移住者が海外に在住することに依る輸出増加額は一〇、三四二、九六四、〇〇〇円に達する。しかし昭和三十年の対ブラジル貿易輸出額は、例外的な数字を示している。昭和二十九年年度の数字を以って表わせば、一〇、五八一、二一九、〇〇〇円である。

第 66 表

国 名	総 額	a
米 本 土	161,721,720	6,334,153
ハ ワ イ	2,485,440	594,121
カ ナ ダ	16,254,360	618,442
メ キ シ コ	26,555,720	29,679
キ ュ ー バ	1,747,440	128,714
コロンビア	2,555,640	49,132
ペ ル ー	1,796,040	196,517
ボ リ ビ ア	404,010	19,155
チ リ ー	1,701,120	5,674
ブ ラ ジ ル	12,031,920	84,449
ア ルゼンチン	28,484,640	39,806
パ ラ グ ワ イ	190,440	4
ウ ル グ ワ イ	741,600	13,848
ヴ ェ ネ ス エ ラ	4,833,180	160,177
	261,503,270	8,273,871

第 65 表

(単位 十円)

国 名	b	c
米 本 土	137,274,601	18,112,966
ハ ワ イ	1,447,742	443,577
カ ナ ダ	3,842,918	11,793,010
メ キ シ コ	25,118,698	1,407,343
キ ュ ー バ	958,528	660,198
コロンビア	1,990,423	516,085
ペ ル ー	1,451,543	147,980
ボ リ ビ ア	254,335	130,520
チ リ ー	959,234	736,212
ブ ラ ジ ル	5,602,643	6,429,277
ア ルゼンチン	3,226,391	25,218,643
パ ラ グ ワ イ	189,434	1,002
ウ ル グ ワ イ	455,424	272,328
ヴ ェ ネ ス エ ラ	4,490,620	181,979
	187,262,534	66,051,120

国 名	政府その他明らかに日系人の使用しないと思われる金額
米 本 土	18,112,966
ハ ワ イ	443,577
カ ナ ダ	11,793,010
メ キ シ コ	1,407,343
キ ュ ー バ	660,198
コロンビア	516,085
ペ ル ー	147,980
ボ リ ビ ア	130,520
チ リ ー	736,212
ブ ラ ジ ル	6,429,277
ア ルゼンチン	25,218,643
パ ラ グ ワ イ	1,002
ウ ル グ ワ イ	272,328
ヴ ェ ネ ス エ ラ	181,979
	66,051,120

参考文献

なお、誰が消費者であるかは別として日系人が経営する貿易商社が日本より輸入する商品  
は甚大なると思われるが、この調査は現在現地に調査依頼中で集計するに至っていない。

一 昭和二十九年、三十年度日本外国貿易年表（国別品物編）大蔵省編、昭和三十一年八月

二 昭和三十年度のわが国外国貿易の統計分析（経済企画庁調査部統計課、昭和三十一年  
六月）

三 昭和三十一年度のわが国外国貿易の統計（経済企画庁調査部統計課、昭和三十一年五  
月）

四 移住執務提要 日本海外協会連合会、昭和三十二年三月

五 昭和三十一年、通商白書 通商産業省、昭和三十一年六月五日

オ一節よりオ七節迄に判明した経済的寄与総額は昭和三十一年度は一八四五（一九九八三五  
円に達する。しかしオ四、五、六節へ本国送金、日本の在外銀行へ現地法人形式を含む）に  
対する寄与、本邦会社と在外日系人との共同企業）及び日系人商社のとり扱う貿易額を分と  
加算すると、この総額を軽く上廻ることは異論のないところである。右の総額から、日系  
人全体中経済的寄与をしていると思われる一人一人当りの寄与金額を算出してみよう。

現地で生れた三三古は直接的送金経費と、閑居ないので又戦後移住した人々は経済的寄与  
をする段階迄達していないため、死亡者と共に全日系人より減じた。明治四十年から、昭和

十六年迄の海外送出入数は、中南米が、二三六、八六一人で北米が三四八、四三人でその合計は五八四、九〇三人であるがこの中から死亡したと思われる人数を減ずるとへ死亡率は二%である故死亡人数は、一、一六九八八、五七三、二〇五人となる。この人数で経済的寄与総額を除くと移住者一人当りの経済的寄与金額は年に三、二一八、九五円となる。

次に昭和三十一年における移住者経済的寄与金額で在本國在住日本人何人か一年間に扶養出来るかについて考察する。昭和三十一年総理府統計局の就業構造基本調査報告によると同年七月迄の全国労働者一七〇万人の一人当りの月平均労働賃金平均（ボーナス、税金込み）は一三、三〇〇円である。その扶養家族平均は一、六六人である故、本人を入れて二、六六人で一三、三〇〇円をその扶養家族数で除すると一人当り一ヶ月消費金額は、ちようご五〇〇円となり、一年間では六万円となる。在外日系人の本邦への外貨寄与総額一八四、五二九、八三五円をこの六万円を除いて一年間の収容人口を算出することは、必ずしも適当ではないが、一応のめやすとしては役立つであろう。その結果は三〇七、五一九、九人となる。即ち三十万人の人口が養われたことになる。

オ三としてこの寄与金額を貿易により獲得するとすると、一体どのくらいの貿易額に相当するかについて簡単に考察してみよう。

送金額はもとよりサービス又提供による日系人の消費額等の貿易外収入、及びいわゆる「タクアン貿易」の外貨手取率は一〇%とみなすことが出来る。これを昭和三十一年度輸出総額（二五億ドル）九十億円の中、鉄鋼と織物は各々一〇%を占め首位をあらそつて、輸

出品の双璧と云えるので、その昭和三十一年度の外貨手取り率はそれぞれ五七・四%、四九%（通産省発行「通産省公報」及び海外貿易振興会発行「通商弘報」に依る）と比べてみると、日系人の経済的寄与は総額一八四五・一九九八・三五五円であるから綿織物を輸出して同額の貿易収入を得るためには四一・〇九三、九八六、二六九・四円の輸出額に相当し、鉄鋼の場合は三二・一四四、九四七、四四七・七三円が輸出した金額に相当することになる。

この様にして考えてみると、移住ということとは前述の如く単に直接人口の問題解決のみとは考えられないのであつてそれ以上に、我が国の経済に大きな貢献をなしていることがうかがわれる。

